

びえいの街づくり

びえいの都市建設

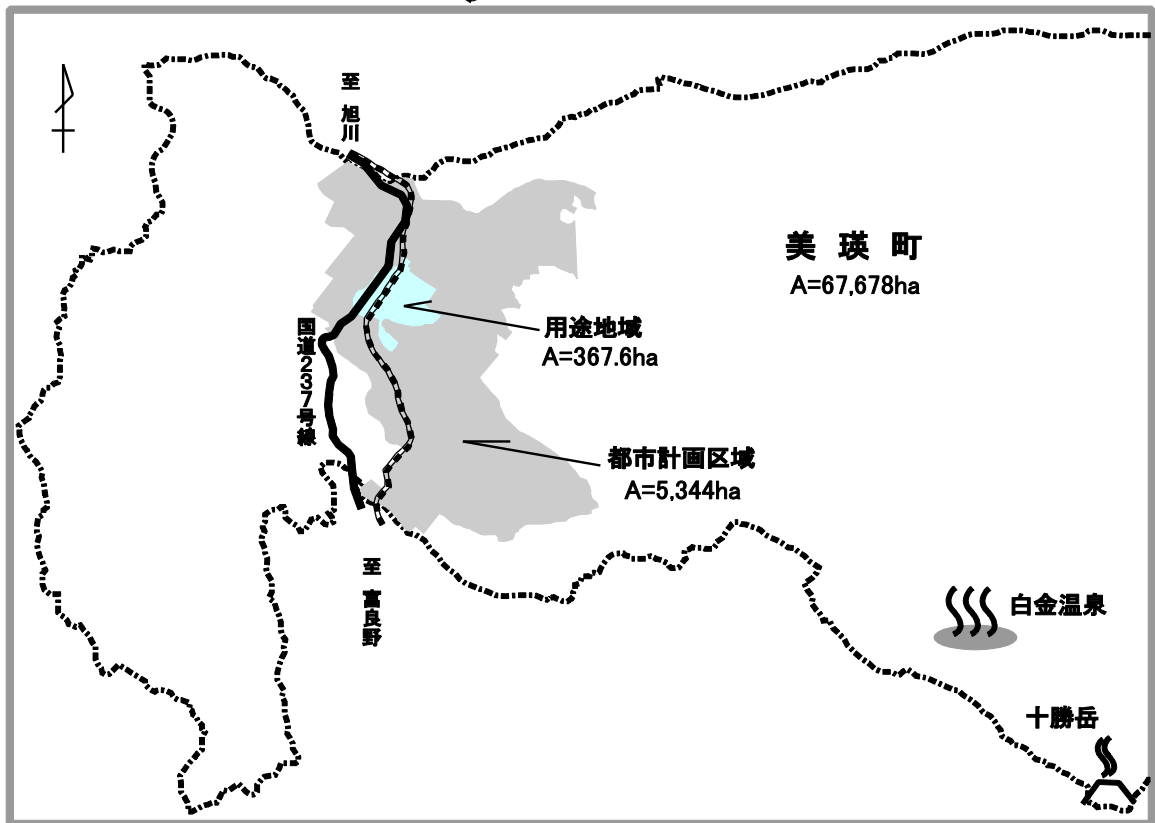
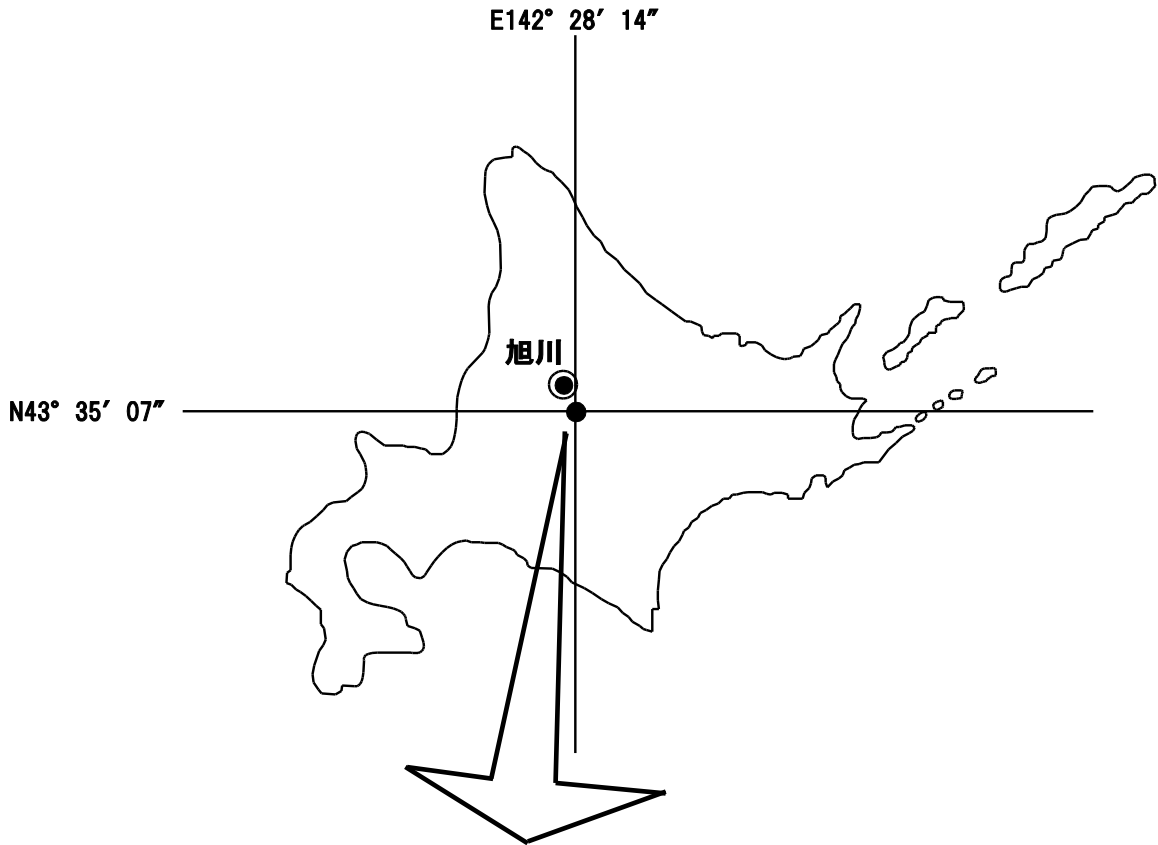
2024年（令和6年）



the most beautiful
villages
in japan

「日本で最も美しい村」連合

美瑛町の位置



も く じ

美瑛町の概況

1. 地域の沿革	-----	1
2. 位置及び地勢	-----	1
3. 気象	-----	2
4. 世帯数及び人口	-----	3
5. 財政	-----	4
6. 交通	-----	5
7. 学校・社会教育施設	-----	6

道路・橋梁の概況

1. 道路現況	-----	7
2. 橋梁現況	-----	8
3. 除排雪道路現況	-----	9

河川の概況

1. 河川概況	-----	10
2. 1級河川	-----	11
3. 準用河川	-----	11
4. 普通河川	-----	12

都市計画の概況

1. 都市計画区域	-----	15
2. 土地利用	-----	15
用途地域	-----	16
3. 地区計画	-----	18
(1)地区整備計画(鉄西地区)	-----	18
(2)建築協定(本通地区)	-----	20
4. 都市施設	-----	22
(1)都市計画道路	-----	22
(2)交通広場	-----	22
(3)都市計画公園	-----	24
(4)ポケットスペース	-----	25
(5)下水道	-----	27
①公共下水道	-----	27
②都市下水路	-----	28
公共下水道建設事業費調書	-----	29
5. 土地区画整理事業	-----	30
土地区画整理事業の概要	-----	31
6. 町字名の名称変更及び住居表示	-----	32
7. 都市計画マスタープラン	-----	32
8. 建築状況	-----	32
9. 地籍調査	-----	33
10. 整備、開発及び保全の方針(整開保)	-----	34
11. 都市計画年表	-----	35

美 瑛 町 の 概 況



「町名の由来」 美瑛はアイヌ語「ピイエ」より転訛したもので、「油ぎった川、濁った川」という意です。開拓者が「ビエイ」と訛って呼んでいたものに、「美しく、明朗で王者の如し」という意味の「美瑛」の漢字があてられ、現在の「美瑛」と命名されました。

1. 地域の沿革

本町を含む上川原野一帯の「植民地区選定事業」は明治20年(1887)に開始され、同25年には未開地として神楽村に属していましたが、明治27年9月旭地区・28年4月原野(市街地)地区に移住開墾が始まり、ついで原野地区を中心に大小の農場が創設されました。

同32年9月には十勝線(現JR富良野線)美瑛-旭川間が開通、翌33年6月神楽村から分村し美瑛村(戸長役場)を開庁しました。開村時は297戸1,197人でしたが、36年には美瑛駅を中心に110戸455人の市街地が形成されるなど地域開発の進展をみました。

大正4年(1915)4月に2級村制、同10年4月に1級村制、昭和15年(1940)4月町制が施行されました。昭和20年10月以降の緊急開拓入植による農耕地面積約5,000haの拡大にともない人口・農業生産額が飛躍的に増大し、昭和24年には人口が2万人を超えました。昭和26年以降は白金温泉地区をはじめとした町総合開発事業の実施により昭和35年には最大値2万2千人を数えました。

その後、行政区域人口は減少していますが、市街地における世帯数・人口は増えており、道路・橋梁の改良整備や都市計画事業の飛躍的推進により、管内はもとより道内屈指の農業と観光の町として発展しています。

平成17年10月4日には美瑛町が発起人となり「日本で最も美しい村」連合を設立しました。この連合は、素晴らしい地域資源を持ちながら過疎にある美しい町や村が、「日本で最も美しい村」を宣言することで自らの地域に誇りを持ち、将来にわたって美しい地域づくりを行うこと、住民によるまちづくり活動を展開することで地域の活性化を図り、地域の自立を推進すること、また、生活の営みよりつくられてきた景観や環境を守り、これらを活用することで観光的付加価値を高め、地域資源の保護と地域経済の発展に寄与することを目的とし活動を始め、令和5年3月31日現在で全国58町村地域が加盟しています。

2. 位置及び地勢

本町は北海道のほぼ中央で、上川支庁管内の中央部に位置し総面積676.78km²です。しかし大雪山国立公園十勝岳連峰の山麓であるため、大半が山林で72.9%(国有林50%)を占め農地は19.4%です。

地勢はおおむね波状丘陵の畑で、その丘陵の間をぬって美瑛川ほか数条の河川が流れ、その流域が水田となっています。開墾建設附帯事業による造田などにより水田面積が大幅に増加しましたが、米の生産調整等によって離農が進み、農用地の減少・山林の増加という現象が現れました。その後、田作から畑作への転換及び経営規模拡大要請により農地開発事業が実施され、丘陵・段丘にある畑は5~15度の傾斜地の大部分が利用されています。

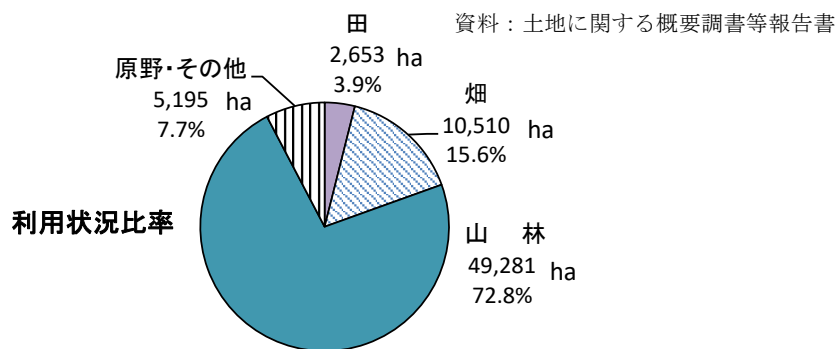
地質は、東部山麓の波状丘陵地帯は残積土壌で、石英粗面岩質の壤土が多くなっています。西部の波状丘陵地帯は湖成洪積土壌ですが、その大部分は河成沖積土壌です。

土地利用状況は大別すると第1表のとおりです。

第1表 土地利用状況

(単位：ha)

年/区分	田	畑	山 林	原野・その他	合 計
平成元年	2,988	9,705	49,807	5,077	67,239
5年	2,949	9,699	49,807	5,290	67,716
15年	2,829	9,824	49,495	5,568	67,716
16年	2,812	9,849	49,493	5,562	67,716
18年	2,801	9,901	49,404	5,610	67,716
22年	2,757	9,968	49,378	5,613	67,716
24年	2,727	10,108	49,355	5,526	67,716
27年	2,704	10,244	49,253	5,477	67,678
29年	2,681	10,452	49,308	5,237	67,678
30年	2,671	10,478	49,293	5,236	67,678
31年・令和元年	2,674	10,462	49,298	5,244	67,678
令和2年	2,661	10,482	49,270	5,265	67,678
3年	2,659	10,493	49,268	5,258	67,678
4年	2,654	10,510	49,267	5,247	67,678
5年	2,653	10,549	49,281	5,195	67,678



3. 気 象

気象は内陸的で寒暖の差が激しく、農耕には恵まれています。近年ゲリラ豪雨による土砂流出に伴う農業被害が増えてきています。

気温及び気象条件は第2表のとおりです。

第2表 美瑛アメダス年間気象表

(気象庁)

年	項目	降水量 (mm)		気温 (°C)					風速 (m/s)	日照	雪 (寒候年・cm)		
		合計	日最大 (時間最大)	平均 (日)			最高	最低			平均風速	降雪合計	最深積雪
				平均	最高	最低							
平成20年		729	44.5 (19.5)	6.0	12.0	-0.1	32.3	-29.2	1.5	1,675.90	599	80	
平成25年		1,097	61.5 (14.5)	6.0	11.2	0.7	32.1	-23.9	1.7	1,466.80	740	104	
平成26年		953	57.0 (17.0)	6.0	11.7	0.1	36.0	-28.1	1.7	1,784.60	672	101	
平成27年		927	48.5 (19.0)	6.7	12.1	1.4	30.8	-25.0	1.6	1,591.50	511	63	
平成28年		1,180	145.0 (45.5)	6.0	11.3	0.5	32.9	-25.9	1.7	1,562.40	694	81	
平成29年		887	59.5 (59.0)	5.9	11.3	0.3	32.6	-26.8	1.6	1,564.40	675	83	
平成30年		1,221	89.0 (25.0)	6.4	11.6	0.9	34.6	-24.6	1.6	1,518.40	751	99	
平成31年 令和元年		832	36.5 (15.0)	6.6	12.2	0.7	34.4	-26.3	1.6	1,628.20	720	73	
令和2年		884	46.5 (20.5)	6.7	12.0	1.4	33.8	-29.8	1.5	1,578.50	708	66	
令和3年		934	78.5 (57.5)	6.9	12.9	0.9	37.1	-24.9	1.6	1,528.20	646	113	
令和4年		1,080	81.0 (19.5)	6.9	12.5	1.1	32.0	-25.1	1.5	1,569.00	522	71	
令和5年		1,239	80.5 (31.5)	7.6	13.2	1.8	34.6	-28.1	1.5	1,556.60	620	89	

4. 世帯数及び人口

本町の世帯数及び人口は昭和22年頃までは漸増でしたが、その後は軍用地等への緊急入植によって急激な増加を示し、昭和35年にピークを迎えました。以後、世帯数は増加、人口は減少傾向に転じ昭和59年以降は世帯数・人口とも減少傾向となっていました。平成に入り町外からの移住者が目立つようになり、平成4年以降は世帯数の増加により核家族化が進んでいます。

世帯数及び人口の推移は第3表のとおりです。

第3表 世帯数及び人口

年	世帯数	人 口			一世帯 当たり	摘 要	う ち 市 街 地 人 口		
		総 数	男	女			世帯数	人 口	調査日
明33	297	1,171			3.94	分村独立	-	-	-
大14	2,138	12,280	6,339	5,941	5.74	国勢調査	-	-	-
昭10	2,564	15,940	8,343	7,597	6.22	国勢調査	-	-	-
30	3,818	21,718	10,903	10,815	5.69	国勢調査	-	-	-
35	4,204	21,743	10,745	10,998	5.17	国勢調査	-	-	-
40	4,493	20,352	10,052	10,300	4.53	国勢調査	-	-	-
45	4,469	18,002	8,662	9,340	4.03	国勢調査	-	-	-
50	4,287	15,719	7,584	8,135	3.66	国勢調査	-	-	-
55	4,365	14,826	7,165	7,661	3.4	国勢調査	-	-	-
60	4,191	13,975	6,741	7,234	3.29	国勢調査	-	-	-
平 2	4,027	12,769	6,091	6,678	3.17	国勢調査	-	-	-
3	4,084	12,777	6,082	6,695	3.13	3月31日	2,893	7,918	3月31日
4	4,085	12,612	6,001	6,611	3.09	3月31日	2,891	7,814	3月31日
5	4,136	12,525	5,969	6,556	3.03	3月31日	2,936	7,765	3月31日
6	4,139	12,348	5,858	6,490	2.98	3月31日	2,942	7,656	3月31日
7	4,140	12,106	5,776	6,330	2.92	国勢調査	-	-	-
9	4,278	12,218	5,835	6,383	2.86	3月31日	3,071	7,710	3月31日
10	4,312	12,099	5,787	6,312	2.77	3月31日	3,068	7,591	3月31日
11	4,417	12,102	5,775	6,327	2.74	3月31日	3,188	7,773	3月31日
12	4,285	11,902	5,643	6,259	2.78	国勢調査	-	-	-
13	4,528	12,058	5,741	6,317	2.66	3月31日	3,245	7,683	3月31日
14	4,576	11,974	5,692	6,282	2.62	3月31日	3,259	7,600	3月31日
15	4,633	11,939	5,669	6,270	2.58	3月31日	3,305	7,603	3月31日
16	4,648	11,835	5,624	6,211	2.55	3月31日	3,323	7,556	3月31日
17	4,342	11,628	5,463	6,165	2.68	国勢調査	-	-	-
18	4,685	11,561	5,469	6,092	2.47	3月31日	3,365	7,433	3月31日
19	4,701	11,408	5,409	5,999	2.43	3月31日	3,381	7,382	3月31日
20	4,701	11,237	5,324	5,913	2.39	3月31日	3,382	7,283	3月31日
21	4,707	11,105	5,250	5,855	2.36	3月31日	3,385	7,227	3月31日
22	4,301	10,956	5,171	5,785	2.55	国勢調査	-	-	-
23	4,762	10,955	5,176	5,779	2.30	3月31日	3,435	7,195	3月31日
24	4,758	10,842	5,132	5,710	2.28	3月31日	3,443	7,138	3月31日
25	4,769	10,747	5,067	5,680	2.25	3月31日	3,267	7,055	3月31日
26	4,786	10,661	5,010	5,651	2.23	3月31日	3,456	7,044	3月31日
27	4,288	10,292	4,826	5,466	2.40	国勢調査	-	-	-
28	4,777	10,413	4,872	5,541	2.18	3月31日	3,444	6,897	3月31日
29	4,767	10,286	4,806	5,480	2.16	3月31日	3,434	6,829	3月31日
30	4,761	10,142	4,746	5,396	2.14	3月31日	3,417	6,729	3月31日
31・R1	4,763	9,965	4,659	5,306	2.09	3月31日	3,425	6,649	3月31日
令 2	4,213	9,668	4,495	5,173	2.29	国勢調査	-	-	-
3	4,784	9,704	4,527	5,177	2.03	3月31日	3,438	6,483	3月31日
4	4,785	9,609	4,513	5,096	2.01	3月31日	3,451	6,467	3月31日
5	4,805	9,514	4,459	5,055	1.98	3月31日	3,484	6,463	3月31日
6	4,791	9,341	4,379	4,962	1.95	3月31日	3,450	6,361	3月31日

5. 財 政

令和6年度の町財政状況は第4表、町道の整備や維持管理費の投資額は第5表のとおりです。

第4表（その1） 令和6年度一般会計予算（当初） （単位：千円）

歳 入			歳 出		
款	予算額	構成比(%)	款	予算額	構成比(%)
町税	1,096,236	9.6	議 会 費	63,465	0.6
地方譲与税	240,214	2.1	総 務 費	2,035,940	17.9
利子割交付金	500	0.0	民 生 費	1,140,631	10.0
配当割交付金	2,000	0.0	衛 生 費	1,409,501	12.4
株式等譲渡所得割交付金	1,000	0.0	労 働 費	1,981	0.0
法人事業税交付金	10,000	0.1	農林水産業費	766,125	6.8
地方消費税交付金	220,000	1.9	商 工 費	1,055,860	9.3
環境性能割交付金	15,000	0.1	土 木 費	1,563,494	13.8
地方特例交付金	37,800	0.3	消 防 費	346,931	3.1
地方交付税	5,020,000	44.2	教 育 費	518,399	4.6
交通安全対策特別交付金	1,500	0.0	公 債 費	1,642,228	14.5
分担金及び負担金	5,973	0.1	諸支出金	795,436	7.0
使用料及び手数料	308,400	2.7	災害復旧費	9	0.0
国庫支出金	965,076	8.5	予 備 費	20,000	0.2
道支出金	899,516	7.9			
財産収入	55,696	0.5			
寄付金	1	0.0			
繰入金	934,034	8.2			
繰越金	20,000	0.2			
諸収入	361,612	3.2			
町債	1,165,442	10.3			
歳入合計	11,360,000	100.0	歳出合計	11,360,000	100.2

第4表（その2） 令和6年度公共下水道事業会計予算（当初） （単位：千円）

歳 入			歳 出		
款	予算額	構成比(%)	款	予算額	構成比(%)
下水道事業収益	453,084	98.8	下水道事業費用	453,084	80.7
資本的収入	5,287	1.2	資本的支出	108,333	19.3
合 計	458,371	100.0	合 計	561,417	100.0

第5表 各事業投資額調 (決算)

(単位:千円)

年度	一般会計	うち農道整備費 決算額	構成 比率	うち道路新設改良費 決算額	構成 比率	うち街路事業費 決算額	構成 比率	うち道路維持・除雪費 決算額	構成 比率	摘要
H 14	10,384,300	336,446	3.3	336,446	3.3	167,654	1.7	210,033	2.1	決算額
15	11,619,183	193,069	1.7	280,195	2.5	247,374	2.2	202,586	1.8	〃
16	10,546,034	156,571	1.5	203,862	2.0	224,588	2.2	181,333	1.8	〃
17	9,774,710	274,084	2.9	258,667	2.7	249,080	2.6	165,630	1.7	〃
18	10,217,556	311,603	3.1	282,304	2.8	159,697	1.6	148,344	1.5	〃
19	8,941,468	240,279	2.7	433,116	4.9	103,274	1.2	173,684	2.0	〃
20	9,268,982	130,754	1.5	480,464	5.2	108,937	1.2	162,243	1.8	〃
21	9,730,261	170,761	1.8	459,839	4.8	101,983	1.1	245,721	2.6	〃
22	11,946,345	147,860	1.3	489,660	4.1	84,283	0.8	231,454	2.0	〃
23	9,754,989	109,424	1.2	317,234	3.3	224,882	2.4	311,785	3.2	〃
24	10,117,845	81,999	0.9	473,664	4.7	63,979	0.7	298,307	3.0	〃
25	10,710,987	50,497	0.5	428,489	4.1	103,404	1.0	324,875	3.1	〃
26	12,448,031	18,229	0.2	257,483	2.1	300,373	2.5	267,773	2.2	〃
27	11,138,986	7,327	0.1	220,940	2.0	395,120	3.6	301,551	2.8	〃
28	11,564,144	8,982	0.1	343,467	3.0	348,709	3.1	373,562	3.3	〃
29	12,576,871	276	0.1	209,181	1.7	464,561	3.7	399,120	3.2	〃
30	11,356,600	276	0.1	470,900	4.2	209,863	1.9	250,951	2.3	〃
B1・R1	11,230,282	280	0.1	366,245	3.3	29,374	0.3	253,799	2.3	〃
R 2	11,592,881	280	0.1	330,821	2.9	30,151	0.3	316,720	2.8	〃
3	11,917,671	280	0.1	599,197	5.1	13,255	0.2	305,980	2.6	〃
4	11,478,320	280	0.1	566,025	5.0	13,552	0.2	467,948	4.1	〃
5	11,682,673	280	0.1	394,770	3.4	36,564	0.4	427,805	3.7	〃
6	(11,360,000)	(280)	0.1	(740,925)	6.6	(24,640)	0.3	(278,317)	2.5	(当初予算)

6. 交 通

本町の道路網は国道2路線・道々11路線・町道510路線699.3kmのほか、農道・林道も数多くあります。交通体系としては民間バス3路線、スクールバス10路線が運行しています。昭和23年から運行していた国鉄バスは昭和46年の二股線から昭和61年の白金線まで順次廃止され、その全てをスクールバスが代替していましたが、平成3年4月より道北バスが白金線を運行しています。

また、平成14年4月1日より、ふらのバスが富良野旭川間を運行する「ラベンダー号」が本町に停車し、近隣都市間の交通アクセスが充実されました。

鉄道は、旭川富良野間を走る「JR富良野線」が平日1日10往復、旭川美瑛間は6往復が運行されており、通勤・通学等の住民の足としての役割を担っています。また、観光シーズンには美瑛富良野間を走る富良野・美瑛ノロッコ号に多くの観光客が乗車し、車窓から見る美瑛の大自然を楽しんでいます。

第6表 町道及び橋梁

町 道		橋 梁	
路線数	総延長 実延長	永久橋数	木橋数
510	699.3km 655.5km	164	0

第7表 道路(除雪)整備車両等

機械	パトロール車	維持作業車	散水車	清掃車
台数	2	2	2	1
機械	除雪専用車 (大型トラック)	除雪ドーザ	グレーダ	ロータリー
台数	3	4	1	2



7.学校・社会教育施設

昭和22年に6・3制の新学制に対応するために中学校が設置され、また、緊急開拓地の子弟教育のために小学校が新設される等して、学校数は昭和46年のピークには小学校13校、併置校7校、中学校4校となりました。

しかし、昭和36年頃から児童・生徒数が減少し、昭和46年以降統廃合が進み現在に至っています。美瑛高等学校は、昭和23年永山農業高等学校の分校として始まり、次いで普通科設置、そして昭和38年からは現在の道立普通科高校となっています。

第8表 学 校

区 分	小学校	中学校	高等学校
数	5	2	1

第9表 社会教育及び体育施設

町 民 セ ン タ ー	1	パ ー ク ゴ ル フ 場	4	プ ー ル	1
図 書 館	1	テ ニ ス コ ー ト	6	ス ポ ー ツ セ ン タ ー	1
公 民 館 分 館	12	弓 道 場	1	郷 土 学 館	1
ス キ ー 場	1	相 撲 場	1	ク レ ー 射 撃 場	1
陸 上 競 技 場	1	滑 空 場	1	地 域 人 材 育 成 研 修 交 流 セ ン タ ー	1
野 球 場	1	ゲ ー ト ボ ー ル コ ー ト	8		
キ ャ ン プ 場	1	歩 く ス キ ー コ ー ス	2		

道路・橋梁の概況

1.道路現況

本町の道路は国道、道道合わせて523路線延長793.8kmあります。この延長は道央道八雲・土別剣淵間の往復距離に等しく、旭川市を除いた8町の中では群を抜いた延長を有しています。

この町道の内、未改良道路が約212kmで全体延長の約3割を占めています。

第10表

(R6.3.31現在 単位:km)

種別	路線数	総延長	重用延長	未供用延長	実延長	種類別内訳			歩道等設置延長
						道路延長	橋梁		
							個数	延長	
国道	2				23.8				
道道	11				114.5				
町道	510	699.3	26.7	17.0	655.5	652.0	164	3.6	79.2
1級	42	171.6	16.9	0.7	154.0	152.4	60	1.7	38.2
2級	54	141.0	3.3	0.8	136.9	136.0	31	0.9	16.3
その他	414	386.7	6.5	15.5	364.6	363.6	73	1.0	24.7
合計	523				793.8		164		

※ 他に独立専用自歩道北町本町線(通称フリーロード) 総延長L=99.0m 実延長L=75.44m

【総体】第11表

(R6.3.31現在 単位:km)

種別	路線数	総延長	重用延長	実延長	改良・未改良別		舗装・未舗装別		歩道等延べ延長
					改良済	未改良	舗装済	未舗装	
1級	42	171.6	16.9	154.0	132.3	21.7	119.4	33.5	38.2
2級	54	141.0	3.3	136.9	100.3	36.6	86.6	49.8	16.3
その他	414	386.7	6.5	364.6	212.8	151.8	121.5	238.2	24.7
合計	510	699.3	26.7	655.5	445.4	210.1	327.5	321.5	79.2

【郊外分】第12表

(R6.3.31現在 単位:km)

種別	路線数	総延長	重用延長	実延長	改良・未改良別		舗装・未舗装別		歩道等延べ延長
					改良済	未改良	舗装済	未舗装	
1級	34	160.3	15.7	144.6	123.8	20.6	111.1	32.1	24.1
2級	42	129.9	2.3	127.6	91.2	35.7	77.6	48.7	2.1
その他	215	340.4	3.8	336.6	170.9	150.6	92.8	223.9	3.6
合計	291	630.6	21.8	608.8	385.9	206.9	281.5	304.7	29.8

【市街地分】第13表

(R6.3.31現在 単位:km)

種別	路線数	総延長	重用延長	実延長	改良・未改良別		舗装・未舗装別		歩道等延べ延長
					改良済	未改良	舗装済	未舗装	
1級	8	11.3	1.2	9.7	8.5	1.1	8.3	1.4	14.1
2級	12	11.1	1.1	10.1	9.1	0.9	9.0	1.1	14.2
その他	199	46.3	2.7	43.1	41.9	1.2	28.7	14.3	21.1
合計	219	68.7	5.0	62.9	59.5	3.2	46.0	16.8	49.4

2.橋梁現況

第14表

(R6.3.31現在)

区	分	橋 数	橋長 m	橋 面 積 m ²	橋 令 別 現 況		
					15年未満	15～25年	25年以上
鋼 橋	100m以上	5	714	7,660		2	3
	30m以上100m未満	12	537	3,178	1		11
	15m以上30m未満	12	254	1,478			12
	15m未満	7	141	956			7
	(歩道)	(6)	(670)	-	-	-	-
	計	36	1,646	13,272	1	2	33
コ ン ク リ ー ト 橋	100m以上	2	264	2,280			2
	30m以上100m未満	14	659	4,882	2	2	10
	15m以上30m未満	14	294	2,126	1	4	9
	15m未満	98	745	5,055	3	6	89
	(歩道)	(15)	(521)	-	-	-	-
	計	128	1,962	14,343	6	12	110
合 計	100m以上	7	978	9,940	0	2	5
	30m以上100m未満	26	1,196	8,060	3	2	21
	15m以上30m未満	26	548	3,604	1	4	21
	15m未満	105	886	6,011	3	6	96
	(歩道)	(21)	(1191)	-	-	-	-
	合 計	164	3,608	27,615	7	14	143

3.除排雪道路現況

第15表

(単位:km)

年度	直営除雪延長		委託除雪延長		除雪延長計		歩道(委託)除雪延長計		除排雪稼働状況			
	路線数	距離数	路線数	距離数	路線数	距離数	路線数	距離数	直営除排雪	委託除排雪	歩道委託	歩車道共通委託
									時間	時間	時間	時間
H 9	102	33.57	297	310.37	399	343.94	56	31.12	2,763	5,301	2,852	
10	102	33.57	297	310.37	399	343.94	56	31.12	3,775	10,378	3,970	
11	100	31.87	307	318.25	407	350.12	57	29.24	3,027	6,439	3,055	
12	96	30.88	294	315.54	390	346.42	33	26.29	3,134	7,059	3,131	
13												
14	88	30.89	305	315.92	393	346.81	47	35.51	2,121	5,247	2,307	
15	91	30.68	311	311.99	402	342.67	46	34.46	2,645	4,232	2,400	
16	103	44.69	291	298.24	394	342.93	45	36.46	2,827	3,961	2,553	
17	92	30.70	311	309.90	403	340.60	47	36.83	2,028	3,637	1,893	
18	91	31.59	305	311.21	396	342.80	48	36.38	2,024	3,128	1,412	
19	91	31.59	305	311.21	396	342.80	48	36.38	2,422	3,113	1,741	
20	90	31.66	308	312.40	398	344.06	48	36.38	2,551	3,757	1,958	
21	90	31.64	308	313.25	398	344.89	39	36.40	2,521	3,669	2,824	
22	90	31.64	308	310.75	398	342.39	47	36.40	2,408	2,992	2,302	
23	83	27.26	323	315.00	406	342.26	49	36.60	3,087	4,497	3,737	
24	83	27.26	324	316.58	407	343.84	49	37.70	4,107	6,169	3,874	
25	83	27.26	324	316.58	407	343.84	49	37.51	2,821	6,246	3,307	
26	83	27.76	324	315.63	407	343.39	49	37.33	1,736	4,059	1,768	
27	83	27.26	324	315.63	407	342.89	49	37.67	2,934	7,129	1,721	
28	87	27.59	328	314.65	415	342.24	50	38.67	3,086	6,134	2,595	
29	83	26.03	331	319.27	414	345.30	65	39.22	3,853	8,653	2,924	
30	83	26.03	331	321.16	414	347.19	51	39.22	2,629	6,762	1,557	
31・R1	83	26.03	331	320.55	414	346.58	51	39.60	2,121	4,888	1,409	
R 2	83	25.90	331	323.36	414	349.26	52	39.60	2,873	6,616	1,182	2,597
3	84	26.03	331	323.99	415	350.02	52	39.60	2,306	5,344	1,049	2,012
4	84	26.03	331	324.43	415	350.46	52	39.60	3,114	7,135	1,224	2,424
5	84	26.03	331	323.28	415	349.31	52	39.60	2,601	6,391	1,231	2,065

※町会計決算に係る行政報告書より

雪寒指定路線

第15表

路線番号	路線名	指定区間 延長	起 点	終 点	備 考
3	朗根内上俵真布線	6.3	字朗根内7番19	字俵真布2502番3	
5	五稜美瑛線	6.8	字美瑛原野708番194	扇町232番44	
6	美田美瑛線	6.1	字美瑛原野708番162	花園3丁目9278	
10	美馬牛ルベシベ線	6.3	上富良野町ホロカンベツ2222番72	字平和8550番6	
12	旭千代ヶ岡線	1.3	字旭88番1	字旭917番4	
14	美沢藤野線	8.8	字美瑛原野821番3	字美瑛原野20番13	
16	第2号幹線	9.0	字平和6522番1	西町1丁目2061番	
16	第2号幹線	2.6	字美瑛原野621番1	美瑛町字平和6188番2	
17	第3号幹線	5.4	字平和4114番8	南町5丁目22番3	
17	第3号幹線	1.5	字平和4602番8	字平和4536番2	
19	美馬牛第1支線	0.3	字ビバウシ1260番4	美馬牛北二丁目1261番10	
20	美馬牛旭東線	2.0	字ビバウシ1256番128	字ビバウシ原野1189番2	
25	ルベシベ5線	0.4	字瑠辺薬2180番1	字瑠辺薬2177番5	
26	ルベシベ1番線	0.7	字瑠辺薬1862番1	字瑠辺薬1975番1	
31	ルベシベ北斗線	1.2	字瑠辺薬1975番1	字瑠辺薬1992番7	
41	山山夕張線	1.3	字美瑛原野1102番18	字美瑛原野1102番22	
44	村山美田線	3.2	字美瑛859番64	字美瑛原野707番113	
46	美園村山線	1.3	字美瑛1228番75	字美瑛原野区画外1086番22	
48	北瑛旭第6線	2.6	字平和美瑛原野1102番48	字ベツツ727番172	
49	北瑛旭第3線	1.0	字ベツツ太857番22	字ベツツ太857番7	
60	美沢11線	1.2	字美瑛原野449番1	字美瑛原野299番2	
84	新区画沼崎線	0.7	字オキキニウシ原野200番377	字オキキニウシ原野200番422	
97	中宇莫別明治線	3.2	字ウバケベツ753番131	字ウバケベツ8813番1	
122	常盤新星線	1.5	字平和6493番3	字ビバウシ原野423番2	
125	御牧上富良野線	0.4	字平和6156番2	字平和5946番1	
126	水沢春日線	0.7	字平和4172番1	字平和3699番1	
132	藤野協成線	1.6	字美瑛原野850番1405	字美瑛原野872番24	
137	新栄新星線	4.3	字ビバウシ原野423番1	字平和5445番5	
138	美馬牛新星線	1.4	美馬牛南2丁目7935	字平和4764番1	
140	新栄鉄西線	0.9	字平和5653番5	美瑛町字平和5628番1	
148	御牧三笠線	0.9	字平和6153番8	字平和6188番8	
150	熊友新星線	1.0	字ビバウシ原野423番1	美瑛町字平和4761番1	
150	熊友新星線	0.3	字平和5347番1	美瑛町字平和5077番1	
163	美馬牛大成線	1.2	字ビバウシ原野1210番1	ビバウシ原野1163番14	
168	丸山通り線	0.7	丸山2丁目724番2	本町1丁目1887番	
180	西町中町2丁目線	0.9	西町1丁目2066番	中町1丁目1316番	
186	栄西通り線	0.5	西町4丁目9286番1	西町1丁目384番	
228	鉄西通り線	0.3	大町1丁目561番	大町2丁目563番	
257	夕張北瑛字校線	0.8	字美瑛原野1102番381	字ベツツ太921番111	
262	西町線	0.3	西町3丁目8546番9	西町1丁目2042番	
261	西町中町4丁目線	1.0	西町3丁目8514番3	中町3丁目361番31	
264	西町3丁目4番線	0.2	西町3丁目8546番9	西町3丁目5373	
274	花園憩町線	0.1	字憩8609番1	花園4丁目8316番5	
281	本町旭町1丁目線	0.7	本町1丁目724番	旭町1丁目153番1	
282	西町栄町1丁目線	0.5	西町1丁目8606番1	本町1丁目8604番48	
299	拓進新星線	3.8	字平和4926番1	字平和5346番5	
316	花園線	0.3	花園2丁目9083番33	花園1丁目7番138	
319	美沢3号線	5.4	字美瑛原野6097番12	字美瑛原野319番1	
329	原野5号線	1.1	字美瑛原野362番20	字美瑛原野805番1	
340	旭美瑛線	9.4	字辺別太536番170	字美瑛858番250	
357	春日間宮線	0.4	字平和4174番3	字平和4536番2	
358	常盤豊栄線	0.5	字平和6493番1	字平和6538番4	
360	美沢置杵牛線	1.3	字平和493番92	字美瑛原野1197番318	
386	白金美瑛線	12.8	字美瑛原野5番1	字オキキニウシ原野8417番3	
404	鉄西中央通り線	1.1	大町1丁目492番127	北町1丁目8808番	
406	丸山球場線	0.3	丸山2丁目724番39	丸山2丁目724番4	
407	中央通り線	0.4	西町4丁目3620番18	栄町4丁目240番115	
408	環状通り線	1.0	寿町4丁目11番147	東町4丁目353番37	
424	丸山本町線	0.4	中町1丁目898番1	幸町4丁目11番12	
424	丸山本町線	0.1	丸山1丁目869番7	丸山1丁目869番7	
435	花園大町線	0.2	花園4丁目8316番5	花園1丁目7番138	
449	ルベシベ西3番線	0.6	字瑠辺薬2088番9	字瑠辺薬2180番1	
452	ルベシベ東4番線	1.2	字ビバウシ1257番6	字瑠辺薬1890番1	
462	美馬牛小学校線	0.2	美馬牛南2丁目8370番9	美馬牛南2丁目7965番1	
474	妙見線	1.5	字平和6413番2	字平和5222番1	
564	大村美瑛線	1.9	字美瑛原野区画外1087番124	字美瑛859番127	
565	新星線	2.2	美瑛町字平和4814番1	字平和4953番3	
597	三笠春日支線	0.6	字平和6702番1	字平和6734番1	
609	憩花園線	1.4	字平和5576番1	花園4丁目8316番1	
610	ルベシベ第6第3線	0.3	字瑠辺薬2085番6	字瑠辺薬2085番1	
610	ルベシベ第6第3線	0.6	字瑠辺薬2177番5	字瑠辺薬2166番8	
623	二股美開線	0.8	字瑠辺薬1734番2	字瑠辺薬2166番8	
630	花園2丁目2番線	0.1	花園2丁目9083番33	花園2丁目7番146	

河川の概況

本町の地形は、変化に富み、石狩川に注ぐ大小の河川が数多く、1級河川、準用河川、普通河川を合わせて119河川があります。

河川調書 第16表

区 分	河 川 数	流 路 延 長 km	備 考
一級河川(指定区間外)	3	89.6	
一級河川(指定区間内)	19	154.6	
計	22	244.2	(実数19)
準 用 河 川	1	4.3	
普 通 河 川	139	522.4	実数119(139-19-1)
合 計	162	770.9	

1級河川調書

(指定区間外)

第17表

(H17.4.30現在)

河川番号	河 川 名	区 間		
		上 流 端	下 流 端	延 長 km
268	忠 別 川	字忠別2941番7地先道道橋	石狩川への合流点	35.5
270	美 瑛 川	左岸 字美瑛原野7519番地先 右岸 字置杵牛原野7513番地先	忠別川への合流点	44.4
276	辺 別 川	左岸 字下宇莫別784番1地先 右岸 旭川市神楽町西神楽511番地先	美瑛川への合流点	9.7

※「一級河川、二級河川及び準用河川調書」より

河川番号	河川名	区間		
		上流端	下流端	延長 km
268	忠別川	クワンナイ川への合流点	字忠別2941番7地先道道橋	9.7
270	美瑛川	左岸 字白金国有林美瑛事業区71林班口小班地先 右岸 字白金国有林美瑛事業区60林班い小班地先	左岸 字美瑛原野7519番地先 右岸 字置杵牛原野7513番地先	10.3
276	辺別川	俵真布川の合流点	左岸 字下宇莫別784番1地先 右岸 旭川市神楽町西神楽511番地先	22.2
278	宇莫別川	左岸 字宇莫別941番地先 右岸 字宇莫別938番地先	辺別川への合流点	21.0
278-1	沼崎川	左岸 置杵牛1392番41地先 右岸 置杵牛1392番40地先	宇莫別川への合流点	5.0
278-2	オイチャヌンペ川	左岸 旭川市国有林神楽事業区16林班そ小班地先 右岸 美瑛町国有林神楽神楽事業区3林班ら小班地先	美瑛川への合流点	10.3
279	瑠辺薬川	左岸 字二股国有林地先 右岸 字二股8160番地先	美瑛川への合流点	11.5
280	二股川	左岸 字新ルベシベ3487番1地先 右岸 字新ルベシベ3488番地先	瑠辺薬川への合流点	7.8
280-1	カジ行の沢川	左岸 字新ルベシベ原野3258番1地先 右岸 字新ルベシベ5393番1地先	二股川への合流点	1.1
280-2	北沢川	左岸 字瑠辺薬国有林美瑛事業区14林班い小班地先 右岸 字瑠辺薬国有林美瑛事業区9林班ろ小班地先	瑠辺薬川への合流点	1.6
280-3	美瑛美馬牛川	字新星6094番地先	美瑛川への合流点	14.1
281	置杵牛川	二股川への合流点	美瑛川への合流点	16.0
282	ニタチパウマナイ川	左岸 字新区画1443番1地先 右岸 字新区画1442番1地先	置杵牛川への合流点	4.0
283	サイトウ川	字新区画753番262地先	ニタチパウマナイ川への合流点	1.1
284	ミヤキタ川	字新区画1431番3地先	ニタチパウマナイ川への合流点	1.1
285	水沢川	字平和4132番地先	美瑛川への合流点	4.5
286	美瑛紅葉川	左岸 字新星6069番地先 右岸 字新星6070番地先	美瑛川への合流点	8.6
286-1	九線川	字美瑛原野274番地先	美瑛紅葉川への合流点	0.7
287	オヤウンナイ川	ポンオヤウンナイ川の合流点	美瑛川への合流点	4.0

※「一級河川、二級河川及び準用河川調書」より

河川番号	河川名	区間		
		上流端	下流端	延長 km
13340	川向川	左岸 字美瑛原野99番1地先 右岸 字川向7886番地先	美瑛川への合流点	4.25

河川番号	河川名	流路延長 (km)	流域面積 (km ²)	備考
12410	忠別川	12.7	1,031.5	指定区間外35.5指定区間内 9.7町河川12.7 計57.9
12420	美瑛川	17.5	704.9	指定区間外44.4指定区間内10.3町河川17.5 計72.2
12530	辺別川	11.3	204.0	指定区間外 9.7指定区間内22.2町河川11.3 計43.2
12540	旭川	7.1	5.9	
12542	ポ ン 旭川	3.2	1.5	
12555	下 宇 第 三 川	1.1	0.2	
12560	宇 莫 別 川	7.8	70.5	指定区間内21.0町河川 7.8 計28.8
12570	沼 崎 川	3.5	6.3	指定区間内 5.0町河川 3.5 計 8.5
12571	宇 莫 別 第 2 川	4.0	2.2	
12572	拓 殖 川	4.5	3.3	
12580	ク マ ノ 沢 川	4.6	4.2	
12590	藤 山 川	3.0	1.2	
12600	左 の 沢 川	2.5	2.3	
12610	右 の 沢 川	4.7	8.5	
12620	ポ ン 右 の 沢 川	2.5	2.8	
12630	丸 山 川	3.7	3.7	
12632	赤 羽 川	2.0	1.5	
12640	横 牛 川	4.0	9.8	
12650	堀 の 沢 川	5.2	7.5	
12660	ポ ン 堀 の 沢 川	4.8	2.5	
12670	朗 根 内 川	3.8	1.5	
12680	俵 真 布 川	4.0	3.7	S60.4.20登録変更
12685	ポ ン 俵 真 布 川	2.1	1.6	
12690	15 線 川	6.0	5.4	S60.4.20登録変更
	16 線 川	1.8	1.2	S60.4.20登録変更
12700	18 線 川	5.4	6.4	
12710	左 股 沢 川	9.8	25.3	
12715	右 股 沢 川	2.0	0.5	
12720	枯 柴 沢 川	3.2	3.6	
12730	雨 月 沢 川	5.5	6.6	
12740	ポ ン 左 股 沢 川	3.5	1.9	
12750	辺 別 第 一 支 川	2.2	1.8	
12760	辺 別 第 二 支 川	2.1	1.4	
12770	ポ ン 辺 別 川	3.9	3.6	
12780	第 八 川	4.2	2.7	
12790	ポ ン 美 瑛 川	2.3	1.8	
12800	オ イ チ ヤ ヌ ン ペ 川	4.2	50.7	指定区間内10.3町河川 4.2 計14.5
12810	五 稜 川	2.8	1.4	
12820	ポ ン オ イ チ ヤ ヌ ン ペ 川	2.5	1.4	
12830	オ イ チ ヤ ヌ ン 第 一 支 流	2.5	2.3	
12840	オ イ チ ヤ ヌ ン 第 二 支 流	3.5	3.2	
12850	二 子 沢 川	6.4	10.5	
12860	大 曲 沢 川	5.8	9.9	
12870	北 瑛 川	2.5	3.5	
12880	夕 張 川	4.6	4.3	
12883	村 山 川	2.5	1.0	
12886	大 久 保 川	2.3	1.3	
12890	美 田 川	5.0	4.8	
12900	島 牛 川	7.0	9.3	
12910	ポ ン 島 牛 川	2.5	2.9	
12911	ポ ン 島 牛 川 支 流	1.1	0.6	
12912	ポ ン 島 牛 第 2 支 流	1.4	1.9	
12915	向 山 川	1.0	0.4	
12920	瑠 辺 薬 川	3.8	64.7	指定区間内11.5町河川 3.8 計15.3
12925	ル ベ シ ベ 第 三 川	2.0	0.9	
12930	オ マ ン 第 一 支 流	8.6	17.8	
12940	オ マ ン 第 一 支 流	1.7	0.7	
12950	ル ベ シ ベ 山 川	3.5	2.0	

12960	初子沢川	3.0	2.3	
12970	ルベシベ四線川	2.5	3.2	
12980	美開川	2.5	1.8	
12990	下二股川	1.6	1.1	
13000	二股川	0.2	18.7	指定区間内 7.8町河川 0.2 計 8.0
13010	カジ行の沢川	1.5	3.0	指定区間内 1.1町河川 1.5 計 2.6
	早瀬川	1.0	0.4	H7.5.11登録
13020	青葉川	4.0	3.9	
13030	北沢川	2.0	8.6	指定区間内 1.6町河川 2.0 計 3.6
13040	ルベシベ三線川	7.0	6.4	
	ポニルベシベ三線川	1.3	1.4	H7.12.11登録
13045	ポニ三線川	1.4	0.5	
13050	ルベシベ二線川	1.0	0.5	
13060	ルベシベ一線川	1.7	1.1	
13070	美瑛美馬牛川	2.0	25.4	指定区間内14.1町河川 2.0 計16.1
13080	美馬牛大成川	6.2	5.1	
13081	美馬牛中の沢川	0.7	0.3	
13085	空沢川	1.2	0.5	
13090	熊見川	4.4	3.2	
13095	新星川	0.9	0.2	
13100	妙見川	3.5	2.9	
13105	常盤川	1.9	1.4	
13110	置杵牛川	9.3	75.8	指定区間内16.0町河川 9.3 計25.3
13111	原野川	3.0	1.4	
13120	藤野川	9.0	6.5	
13130	共栄川	2.8	1.2	
13140	ニタチパウマナイ川	3.0	6.9	指定区間内 4.0町河川 3.0 計 7.0
13150	新区画川	2.2	0.9	
13160	サイトウ川	1.4	0.9	指定区間内 1.1町河川 1.4 計 2.5
13170	宮北川	2.4	1.4	指定区間内 1.1町河川 2.4 計 3.5
13180	協成川	5.2	2.5	
13190	水の沢川	2.4	4.2	
13200	熊の沢川	3.6	2.4	
13210	砲台の沢川	6.2	6.1	
13220	かじかの沢川	7.0	8.5	
13230	ポニかじかの沢川	3.5	2.0	
13235	第一の沢川	0.5	0.1	
13240	北一条川	1.5	1.0	
13243	枯沢川	3.5	2.5	
13246	美瑛ダイヤランド沢川	2.6	1.8	
13250	憩川	9.2	8.3	
13260	ハシダテ川	2.6	0.6	
13270	水沢川	3.1	8.3	指定区間内 4.5町河川 3.1 計 7.6
13280	厚生川	3.2	0.8	
13290	春日川	2.3	0.9	
13300	美瑛紅葉川	1.8	11.7	指定区間内 8.0町河川 1.8 計 9.8
13310	九線川	2.5	2.3	指定区間内 1.3町河川 2.5 計 3.8
13320	共生川	5.6	2.6	
13330	日の出川	5.3	5.3	
13340	川向川	2.0	5.7	準用河川内 4.2町河川 2.0 計 6.2
13345	川向朝日川	1.9	5.5	
13350	オヤウンナイ川	3.0	11.1	指定区間内 4.0町河川 3.0 計 7.0
13360	不動滝川	4.0	2.7	
13365	尻無沢川	3.5	2.4	
13368	ポニ尻無沢川	1.0	0.9	
13370	ポニオヤウンナイ川	2.5	1.0	
13380	ミモチガ原川	4.0	3.6	
13390	硫黄沢川	5.0	6.5	
13395	第2硫黄沢川	1.4	0.4	
13400	ポニ硫黄沢川	4.2	2.7	
13403	第2いわな川	0.5	0.1	
13405	いわな川	0.7	0.1	

13410	ア	バ	レ	川	7.5	9.1			
13420	ポ	ン	ア	バ	レ	川	3.7	1.3	
13430	酒		沢	川	6.8	5.2			
13433	奥	小	松	原	川	1.6	0.5		
13436	水		楽	川	2.0	1.5			
13440	石	の	沢	川	4.1	2.0			
13450	こ	だ	ま	沢	川	4.3	2.1		
13460	水		無	川	5.5	8.5			
13470	ポ	ン	水	無	川	4.1	3.3		
13480	狐	客	沢	川	3.5	3.5			
13490	玉	垣	沢	川	1.1	2.6			
13500	六	方	石	沢	川	3.5	4.6		
13510	硫	黄	沼	川	0.7	0.9			
13601	忠	別	第	1	川	2.5	2.5		
13630	大		岩	川	4.3	3.2			
13720	ク	ワ	ウン	ナイ	川	13.3	53.0		
13730	ポ	ン	ク	ワ	ン	ナイ	川	8.0	1.8
13738	涙		壁	川	0.3	0.1			
13760	化	雲	沢	川	7.0	22.6			
合計			139	河川	522.4	2,768.6			

※ 平成7年版 北海道河川一覧((社)北海道土木協会)より

都市計画の概況

1. 都市計画区域

都市計画区域については、昭和23年2月24日付け建設院告示第9号で本町が法適用都市（旧都市計画法第1条決定）となり、同日付け建設院告示第10号で美瑛町行政区域 677.16km²を指定しました。昭和44年新都市計画法の施行に伴い、同年5月20日付け建設省告示第2116号をもって市街地周辺を467haに変更しました。用途地域（後述のとおり）を定めた結果、白地の区域が少なく（都市計画区域に占める用途地域の割合73.6%、全道的には概ね20%台）多くの問題がありました。また下宇莫別地区が工業地域及び住宅地化の様相を呈してきたため、都市計画区域の拡大について検討が重ねられ、昭和56年7月20日付け北海道告示第1591号をもって932haに区域の拡大を行いました。

さらに社会環境の変革に伴い、丘・畑・森がおりなす優れた景観を求めて飛躍的に増加している「観光客・中長期滞在者・半定住者」が集中し、白地地域の点在的な乱開発が危惧される区域や現町民と今後流入する住民等が融和し一体的に活動する拠点などを取り込んだ区域の拡大が昭和63年度から検討され、北海道都市計画審議会での審議を経て、平成2年3月29日付け北海道告示第406号で区域面積を5,430haに変更を行った後、測量精度の高度化による都市計画区域の面積修正を行い、5,344haに変更しました。

2. 土地利用

(1) 用途地域

都市地域の合理的な機能の配分（公共施設の適正配置等）や住環境の保護等秩序と均衡ある都市の発展を目指すとともに土地の高度利用を図るため、用途地域7種別（工業専用地域を除く／面積344ha・人口9,150人）を指定し、併せて近隣商業地域・商業地域と準防火地域を指定しました（昭和51年3月31日美瑛町告示第13号及び第15号）。

平成4年6月の法改正に伴い、非可住地1.3haを除外するため、10種別342.6haを決定して既存用途地域の変更を行いました（平成5年9月1日美瑛町告示第30号）、新住民誘致のための住宅団地及び企業誘致により需要が見込まれる工業用地を用途地域として指定するため用途地域を拡大しました（平成7年10月24日美瑛町告示第29号及び平成17年8月11日美瑛町告示第40号）。

また、平成29年に文化体育施設の適正配置のため用途地域の変更を行い（平成29年7月11日美瑛町告示第18号）、令和3年には工業地域について実態の土地利用に整理するため用途地域の変更を行いました（令和3年4月1日美瑛町告示第10号）。

第21表 用途地域

（令和3年4月1日 美瑛町告示第10号）

種 類	建 ぺ い 率	容 積 率	面 積 ha
第1種低層住居専用地域	4/10	6/10	73.0
第2種低層住居専用地域			
第1種中高層住居専用地域	6/10	20/10	70.0
第2種中高層住居専用地域	6/10	20/10	36.0
第1種住居地域	6/10	20/10	71.0
第2種住居地域	6/10	20/10	23.0
準住居地域	6/10	20/10	14.0
近隣商業地域	8/10	30/10	7.6
商業地域	8/10	40/10	11.0
準工業地域	6/10	20/10	10.0
工業地域	6/10	20/10	52.0
工業専用地域			
計			367.6

第22表 用途地域内の建築物の用途制限

用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	備考	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 15px; background-color: white;"></div> <div style="text-align: center;">建てられる用途</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 15px; background-color: gray;"></div> <div style="text-align: center;">建てられない用途</div> </div>													
①、②、③、▲ は面積、階数などの制限があります													
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり	
店舗等	店舗等の床面積が、150㎡以下のもの		②	③	○	○	○	○	○	○	○	①日用品販売店舗・喫茶店・理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下。②①に加えて、物品販売店舗・飲食店・損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下。③2階以下	
	店舗等の床面積が、150㎡を越え、500㎡以下のもの		②	③	○	○	○	○	○	○	○		
	店舗等の床面積が、500㎡を越え、1,500㎡以下のもの			③	○	○	○	○	○	○	○		
	店舗等の床面積が、1,500㎡を越え、3,000㎡以下のもの				○	○	○	○	○	○	○		
	店舗等の床面積が、3,000㎡を越え、10,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○		
	店舗等の床面積が、10,000㎡を超えるもの							○	○	○			※用途地域の指定のない区域についても不可
事務所等	事務所等の床面積が、150㎡以下のもの			▲	○	○	○	○	○	○	○	▲2階以下	
	事務所等の床面積が、150㎡を越え、500㎡以下のもの			▲	○	○	○	○	○	○	○		
	事務所等の床面積が、500㎡を越え、1,500㎡以下のもの			▲	○	○	○	○	○	○	○		
	事務所等の床面積が、1,500㎡を越え、3,000㎡以下のもの				○	○	○	○	○	○	○		
	事務所等の床面積が、3,000㎡を超えるもの					○	○	○	○	○	○		
ホテル、旅館					▲	○	○	○	○	○		▲3,000㎡以下	
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パッティング練習場等				▲	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下	
	カラオケボックス等					▲	▲	○	○	○	○	▲10,000㎡以下	
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等					▲	▲	○	○	○	▲	▲10,000㎡以下	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場							▲	○	○	○	▲客席部分の床面積の合計が200㎡未満 ※用途地域の指定のない区域では10,000㎡を超えるものは不可	
	キャノレー、ダンスホール、個室付浴場等								○	▲		▲個室付浴場等を除く	
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	大学、高等専門学校、専修学校等		○	○	○	○	○	○	○	○			
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	病院		○	○	○	○	○	○	○	○			
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲600㎡以下	
	自動車教習所				▲	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下	
単独車庫(附属車庫を除く)		▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	▲300㎡以下 2階以下		
建築物附属自動車車庫	①	②	②	③	③	○	○	○	○	○	①600㎡以下 1階以下 ②3,000㎡以下 2階以下 ③2階以下		
①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限		※一団地の敷地内について別に制限あり											

用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	備考	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 15px; background-color: white;"></div> <div style="text-align: center;">建てられる用途</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 15px; background-color: gray;"></div> <div style="text-align: center;">建てられない用途</div> </div>													
①、②、③、▲ は面積、階数などの制限があります													
工場・倉庫等	倉庫業倉庫						○	○	○	○	○		
	畜舎(15㎡を超えるもの)				▲	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下	
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋等の工場で作業場の床面積が50㎡以内		▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり ▲2階以下	
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場				①	①	①	②	②	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下	
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場							②	②	○	○		
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場									○	○		
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場										○		
	自動車修理工場				①	①	②	③	③	○	○	作業場の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下 ③300㎡以下 原動機の制限あり	
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設			①	②	○	○	○	○	○	○	①1,500㎡以下 2階以下 ②3,000㎡以下
		量が少ない施設							○	○	○	○	
量がやや多い施設										○	○		
量が多い施設											○		
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場		都市計画区域内においては都市計画決定が必要											

注)本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

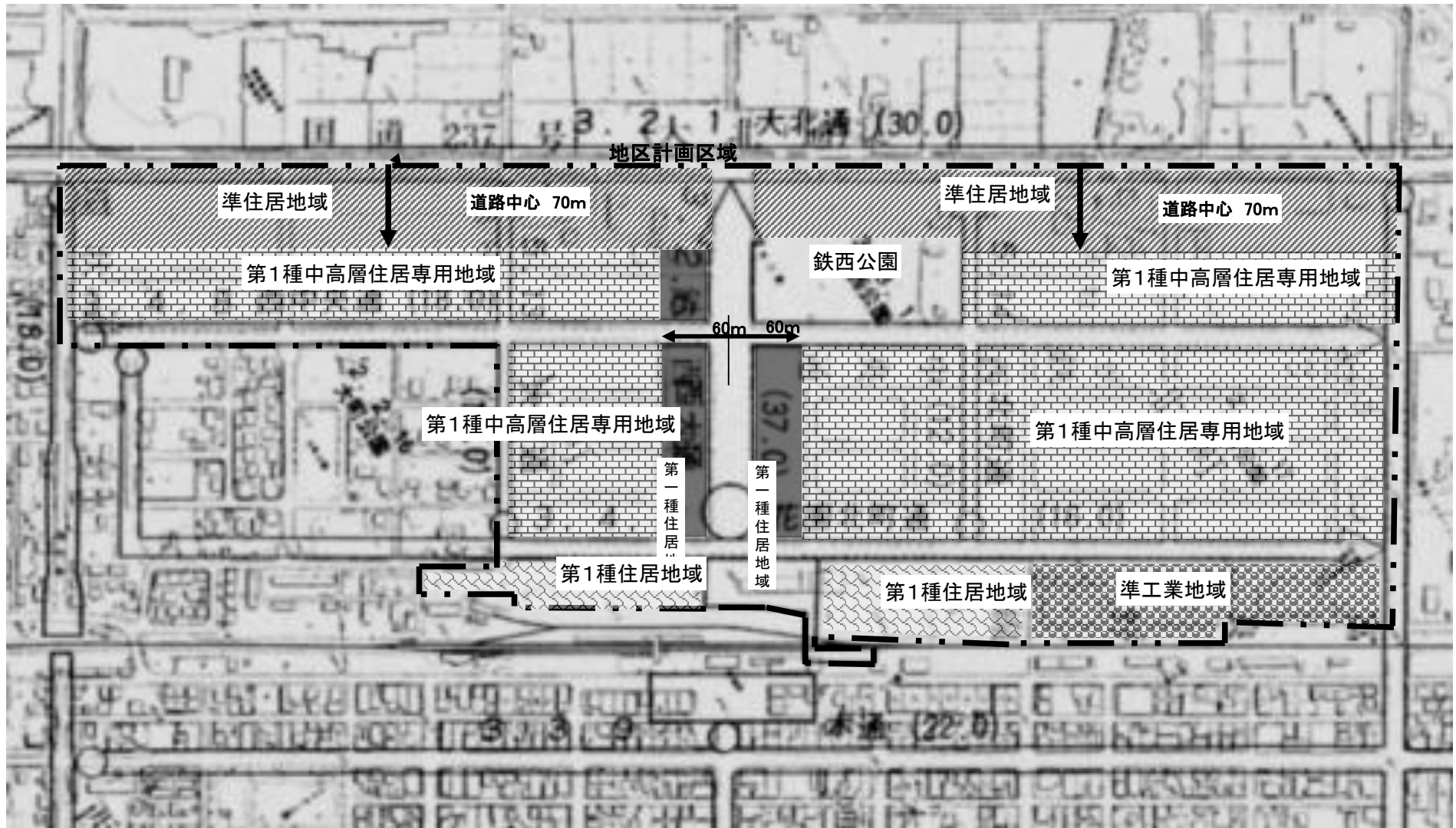
3.地区計画

(1) 地区計画とは、地域的な実情をふまえ、住民の生活に結びついた地区を単位として、道路、公園等の配置や建築物のつくりかた等について、地区の特性に応じてきめ細かく定めるまちづくりの計画として、昭和55年に都市計画法及び建築基準法の一部改正により創設されたものです。本町は平成6年2月に知事の承認を経て、「鉄西地区」地区整備計画を決定しました。(平成26年11月21日一部変更) 詳細については次表のとおりです。

地区整備計画 (鉄西地区) 第23表

地区整備計画を定める地域		計画図表示の通り				
地区整備計画の区域の面積		26.1ヘクタール				
地区施設		街区公園 1,500㎡				
建築物等の制限に関する事項	地区の区分(用途地域)	一般住宅地区(第1種中高層)	沿道サービス地区(準住居)	地区センター地区(第1種住居)	商業業務地区(第1種住居)	工業業務地区(準工業)
	建築物の用途制限		次の各号に掲げる建築物及びこれに付属する建築物は建築してはならない。 1) スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びパッティング練習場(ただし、屋内について使用し、通年使用可能な施設は除く) 2) 勝馬投票券発売所、場外車券売場、 3) 麻雀屋、射的場 4) 自動車教習所 5) 畜舎 6) 火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵施設(ただし、消防法規制令第3条第1項に規定する給油取扱所を除く)	次の各号に掲げる建築物及びこれに付属する建築物は建築してはならない。 1) スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びパッティング練習場(ただし、屋内について使用し、通年使用可能な施設は除く) 2) 自動車教習所 3) 畜舎 4) 火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵施設	次の各号に掲げる建築物及びこれに付属する建築物は建築してはならない。 1) 1階部分の2分の1以上を住宅、共同住宅、寄宿舎、又は下宿の用途に供する建築物 2) スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びパッティング練習場(ただし、屋内について使用し、通年使用可能な施設は除く) 3) 車庫(建築物に付属する物(建築基準法施行令第130条の5第1号で定める物を除く。))を除く。 4) 自動車教習所 5) 畜舎 6) 火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵施設	次の各号に掲げる建築物及びこれに付属する建築物は建築してはならない。 1) 店舗、飲食店 2) 事務所 3) 車庫、倉庫 4) 工場 5) 火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵施設
建築物の壁面の位置制限		1. 建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁」という。)の面の敷地境界線(隅切り部分を除く。)からの距離の最低限度は1.0mとする。ただし、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が、次の各号の一に該当する場合はこの限りではない。 1) 物置、車庫その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.5m以下である事。 2) 外壁等の中心線の長さの合計が3.0m以下である事。	1. 一般住宅地区に建築する事が出来る建築物にあっては一般住宅地区の規定による。 2. 一般住宅地区に建築する事が出来る建築物以外にあっては、建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面の敷地境界線(隅切り部分を除く。)からの距離の最低限度は一般住宅地区に接する隣地境界線にあっては、1.0mとする。ただし、当該限度に満たない距離にある建築物は又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合はこの限りではない。 1) 物置、車庫その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.5m以下である事。 2) 外壁等の中心線の長さの合計が3.0m以下である事。	1. 建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁」という。)の面の敷地境界線(隅切り部分を除く。)からの距離の最低限度は1.0mとする。ただし、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が、次の各号の一に該当する場合はこの限りではない。 1) 物置、車庫その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.5m以下である事。 2) 外壁等の中心線の長さの合計が3.0m以下である事。	1. 一般住宅地区に建築する事が出来る建築物にあっては一般住宅地区の規定による。 2. 一般住宅地区に建築する事が出来る建築物以外にあっては、建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面の敷地境界線(隅切り部分を除く。)からの距離の最低限度は一般住宅地区に接する隣地境界線にあっては、1.0mとする。ただし、当該限度に満たない距離にある建築物は又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合はこの限りではない。 1) 物置、車庫その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.5m以下である事。 2) 外壁等の中心線の長さの合計が3.0m以下である事。	
建築物等の形態又は意匠の制限		1. 建築物の屋根は、敷地の道路側に屋根からの落雪及びたい雪に必要な空気を有する場合を除き、道路側に傾斜する形態としてはならない。 2. 自己の用に供する広告物を建築物に表示し又は築造設置する時は、北海道屋外広告物条例施行規則第1条の4に規定する第5種許可地域の基準を適用する。また、美観風致を損なう刺激的な色彩又は装飾は用いてはならない。 塙の高さは1.2m以下とし風致美観を採つよう努め、開放的な物とする。ただし、生け垣、フェンス等の高さはこの限りではない	1. 建築物の屋根は、敷地の道路側に屋根からの落雪及びたい雪に必要な空気を有する場合を除き、道路側に傾斜する形態としてはならない。 同左	1. 建築物の屋根は、敷地の道路側に屋根からの落雪及びたい雪に必要な空気を有する場合を除き、道路側に傾斜する形態としてはならない。 同左	同左	同左
備考		用語の定義及び算定方法については、建築基準法及び同法施行令の規定による。				

美瑛都市計画地区計画【鉄西地区】 (町告示第29号 H26.11.21)

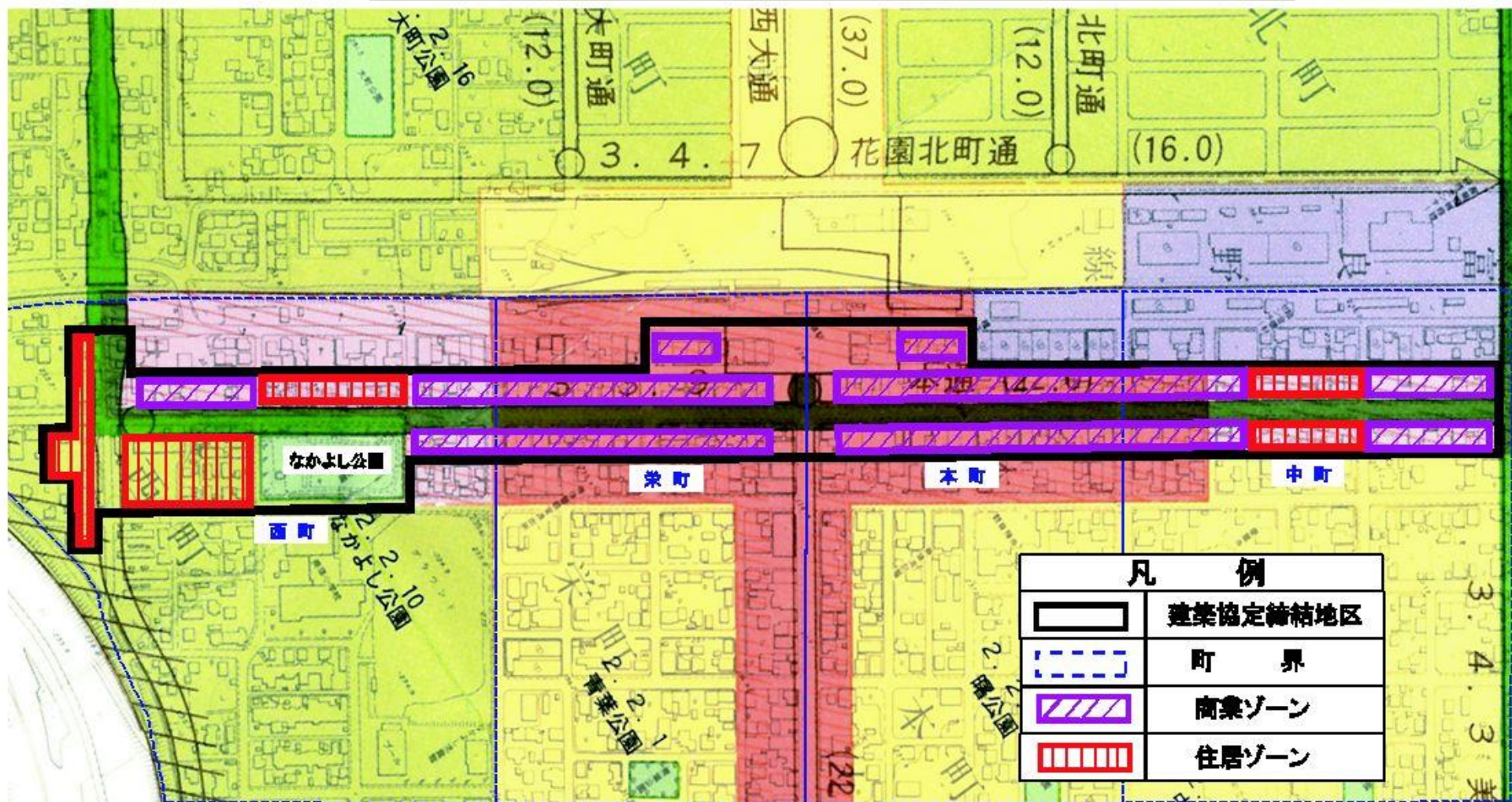


(2) 本通地区建築協定(平成2年9月28日 認可)
本通り「建築協定第6条」街づくりマニュアル

第24表

協定項目		協定趣旨	該当地域	協定内容																																		
① 高 さ	軒の高さ	スカイラインの確保	西町地区	*軒の高さについて、下記を標準とする。 <table border="1" data-bbox="699 271 1441 427"> <tr> <td></td> <td></td> <td>平屋建</td> <td>2階建</td> <td>3階建</td> <td>4階建～</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">木造</td> <td>切妻屋根</td> <td>-</td> <td>6.1m</td> <td>6.1m</td> <td rowspan="4">4階建以上については、階高3mを基準とする。</td> </tr> <tr> <td>無落雪型</td> <td>-</td> <td>6.1m</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">RC造</td> <td>切妻屋根</td> <td>-</td> <td>6.1m</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>無落雪型</td> <td>-</td> <td>6.1m</td> <td>9.1m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鉄骨造</td> <td>切妻屋根</td> <td>-</td> <td>6.1m</td> <td>6.1m</td> </tr> <tr> <td>無落雪型</td> <td>-</td> <td>6.1m</td> <td>9.1m</td> </tr> </table>			平屋建	2階建	3階建	4階建～	木造	切妻屋根	-	6.1m	6.1m	4階建以上については、階高3mを基準とする。	無落雪型	-	6.1m	-	RC造	切妻屋根	-	6.1m	-	無落雪型	-	6.1m	9.1m	鉄骨造	切妻屋根	-	6.1m	6.1m	無落雪型	-	6.1m	9.1m
						平屋建	2階建	3階建	4階建～																													
			木造		切妻屋根	-	6.1m	6.1m	4階建以上については、階高3mを基準とする。																													
					無落雪型	-	6.1m	-																														
RC造	切妻屋根	-	6.1m	-																																		
	無落雪型	-	6.1m	9.1m																																		
鉄骨造	切妻屋根	-	6.1m	6.1m																																		
	無落雪型	-	6.1m	9.1m																																		
栄町地区	本町地区	中町地区																																				
				建築物の高さは、2階建てを基準として軒の高さで6.1mを標準とする																																		
② 屋 根 の デ ザ イ ン	勾配の統一 仕上げ材の指定 軒の出	“まちの形”の追求	(西)	*基本的に等辺切妻を“まちの形”とすること。ただし、無落雪型屋根等とする場合は、可能な限り三角形を基調とするデザインを取り入れること。 <table border="1" data-bbox="699 544 1441 701"> <tr> <td></td> <td>勾配</td> <td>仕上げ</td> <td>軒の出</td> </tr> <tr> <td>等辺切妻屋根</td> <td>45° (10寸)</td> <td>横ぶき仕上げとする。</td> <td>本通、中通り方向には通り芯より45cm以内、隣地側には通り芯より45cm以内とする。</td> </tr> <tr> <td>無落雪型屋根</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>ファザード面の軒の出ないものとする。</td> </tr> </table>		勾配	仕上げ	軒の出	等辺切妻屋根	45° (10寸)	横ぶき仕上げとする。	本通、中通り方向には通り芯より45cm以内、隣地側には通り芯より45cm以内とする。	無落雪型屋根	-	-	ファザード面の軒の出ないものとする。																						
					勾配	仕上げ	軒の出																															
			等辺切妻屋根		45° (10寸)	横ぶき仕上げとする。	本通、中通り方向には通り芯より45cm以内、隣地側には通り芯より45cm以内とする。																															
			無落雪型屋根		-	-	ファザード面の軒の出ないものとする。																															
(栄)	(本)	(中)																																				
③ 落 雪 対 策	落雪帯の設置 隣地側の窓設置 隣地間の雪柵 (フェンス)の設置	安全快適に暮らす工夫 防犯、危険防止と チャームポイントづくり	全地区	*隣地間の距離は、落雪条件を考慮し等辺切妻(横ぶき仕上げ)屋根で90cm以上無落雪型屋根で60cm以上とする。 *隣地側に向けての窓設置は、安全を十分考慮すること。 *隣地間に、開閉式の雪柵(フェンス)を設置し、そのデザインを統一する。																																		
④本通側間口の占有率	にぎわいづくり		商店ゾーン	*店舗の本通側における間口占有率は、80%以上とすること。但し、狭小の間口6m以内については、隣地間距離を優先する。																																		
			住宅ゾーン	*高さ60cm以下の軟石使用のへい設置などによって、前述の間口と見なす。																																		
⑤ファサードのデザイン ※建物の正面	“美瑛らしさ”の創造、演出 地場に根ざした素材技術の発見、育成		(栄)	軟石使用の場合	*本協定のテーマの一つとなっている軟石については、ファサードのデザイン要素に加えることとし、その積極的使用を奨励する。																																	
			(本)	着色する場合	*外壁の色は、グレー系(白含む)、茶色系、黄色系、緑色系の内から選ぶ。 *屋根の色は、それぞれの地区内で統一する。																																	
			(中)	着色しない場合	*板貼り、コンクリート打ち放し等、素材が本来持ちうる魅力を尊重した仕上げとする。																																	
⑥看板等屋外広告物の制限	商店一軒一軒の個性化と“のれん作り”		(栄)	*メーカ支給の公告物(看板類)の設置は、原則としてこれを認めないが、やむを得ず設置する場合は、ファサード面にバランスを考慮した1個とし、建築協定運営委員会で認可する。 又、壁面いっぱいにはメーカー、商品名、商店名等を表示すること、並びに歩道上行灯、旗、幟等を置くことは認めない。																																		
			(本)	*見ただけで業種が分かる様なシンボル看板(突出し看板)を設置することが望ましい。取付位置の中心は、地上2.7m、大きさは縦1.0m以内、横1.5m以内とする。「建築相談」の後、“協定運営委員会”を通じて発注。また、棟上部壁面には店の創立年次を西暦で表示することが望ましい。																																		
			(中)	*壁面看板のデザインを希望の場合は、「建築相談」の後、“協定運営委員会”を通じて発注。又、壁面の文字サイズにおいては、30cm角を標準とする。																																		
⑦車庫の制限	本通、駅側の修景及びにぎわいの確保		(栄)	*本通に面して出入口のある車庫並びに駐車場を設けないこととする。 <table border="1" data-bbox="699 1417 1441 1597"> <tr> <td>敷地の一部が駅前広場に面する地域</td> <td>原則として車庫設置は避けるべきだが、建物に組み込み、駅広側に設ける車庫については、修景に配慮し、かつ駅側へシャッターを向けない。</td> </tr> <tr> <td>敷地の一部が中通に面する地域</td> <td>車庫を設ける場合は、建築本体に組み込んだ形とすることが望ましい。私設駐車場を設ける場合は、本通側の1台分の人口開口部より進入し、中通り側から脱出する形態とし、修景に配慮したファサードを設置すること。</td> </tr> </table>		敷地の一部が駅前広場に面する地域	原則として車庫設置は避けるべきだが、建物に組み込み、駅広側に設ける車庫については、修景に配慮し、かつ駅側へシャッターを向けない。	敷地の一部が中通に面する地域	車庫を設ける場合は、建築本体に組み込んだ形とすることが望ましい。私設駐車場を設ける場合は、本通側の1台分の人口開口部より進入し、中通り側から脱出する形態とし、修景に配慮したファサードを設置すること。																													
			敷地の一部が駅前広場に面する地域	原則として車庫設置は避けるべきだが、建物に組み込み、駅広側に設ける車庫については、修景に配慮し、かつ駅側へシャッターを向けない。																																		
			敷地の一部が中通に面する地域	車庫を設ける場合は、建築本体に組み込んだ形とすることが望ましい。私設駐車場を設ける場合は、本通側の1台分の人口開口部より進入し、中通り側から脱出する形態とし、修景に配慮したファサードを設置すること。																																		
(本)																																						
(中)																																						
⑧バックヤードの制限	駅よりの修景の確保		敷地が駅前広場に面する地域	*この地域において、商品及び廃棄物を集積する場を駅前広場に面して設けることを避ける。ただし、駅広よりの修景に配慮した方法をとる、かつ最低限のスペースを得る事はこの限りでない。																																		
⑨自販機等を置く場合の制限	スマートな自販機等の置き方		(栄) (本) (中)	*自販機等の設置については、間口の面積割で4分の1を超えない範囲とし、建物等に埋め込む形態を工夫すること。																																		
⑩本通側壁面の位置の指定 セットバック部分の舗装	ファサード面の統一による美観と歩道破損防止		商店ゾーン	*本通りに面するファサード面は、道路境界線より50cm後退した位置を仕上げ面とする。ただし、歩行者のための休息所、前庭、広場及びこれに類する用途のスペースを得る場合はこの限りでない。また、落雪及び景観に配慮しなければならない。																																		
			住宅ゾーン	*本通りに面するファサード面は、道路境界線より1.8m以上後退した位置を仕上げ面とし、防音、プライバシーの面からその間をあげ、好ましい住環境を確保する。																																		
			商店ゾーン	*本通側道路境界線と、後退外壁面線との間は、軟石舗装とする。																																		
⑪電気、ガス、水道等メーター類及び灯油タンク、テレビアンテナ等に関する規則	まちの美観保護、落雪時の破損の防止		(栄) (本) (中)	*本通側に面して、メーター類を設置してはならない。メーター類に関しては、壁埋め込みとし、“協定運営委員会”指定品を使用すること。 *灯油タンク、テレビアンテナ等については、中通り側に設置することを原則とする。																																		
⑫照明計画	夜間における街並みの演出。特に冬期間の「あたたかみ」		商店ゾーン	*歩道に光がもれる部分の照明に関しては、「あたたかみ」のある黄色系を基調とした器具の使用が望ましい。また、ショーウィンドウ・冬季間のホワイトイルミネーション等の照明時間は別途設定し、夜間のにぎわい空間を確保する。																																		

本通地区建築協定締結地区 (平成2年9月28日)



4. 都市施設

(1) 都市計画道路

都市地域の発展と生活の利便性、更にはその都市機能を高めるうえで重要な役割を担う都市計画道路については、昭和51年3月の用途地域指定に伴い、昭和52年5月10日美瑛町告示第18号で全路線を変更して11条17,680m（幅員14～30m）を決定しました。その後、数回の計画変更や区画整理にかかる新規決定を行い、現在は14条19,470m（幅員12～37m）の都市計画道路を順次整備中です。

第25表 都市計画道路

R6. 3. 31現在

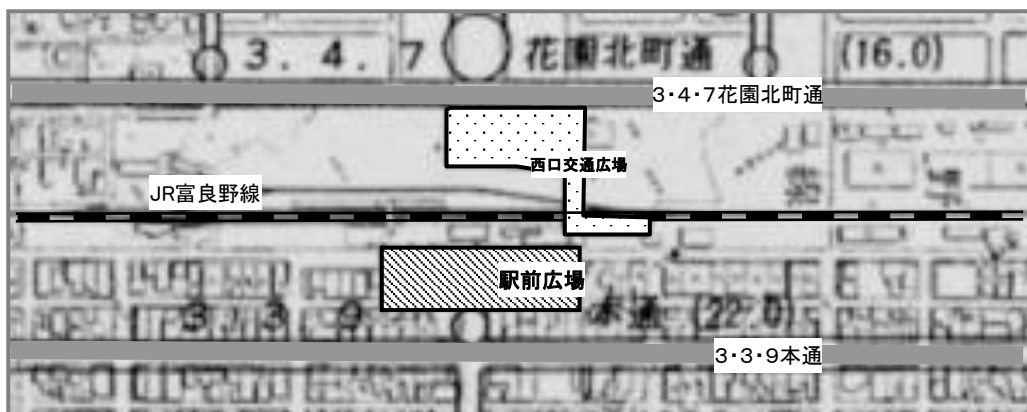
種別	名称		位置		区域		現況			
	番号	路線名	起点	終点	延長m	幅員m	改良		舗装	
							延長m	率%	延長m	率%
幹線	3・2・1	大北通	花園2丁目	字大村	1,640	30	0	0	0	0
幹線	3・4・2	中央通	憩町1丁目	旭町4丁目	2,450	18	2,450	100	2,450	100
幹線	3・4・3	美沢通	北町2丁目	丸山2丁目	2,060	18	1,510	73.3	1,510	73.3
幹線	3・4・4	丸山通	本町1丁目	丸山2丁目	1,940	18	1,940	100	1,940	100
幹線	3・4・5	環状通	花園2丁目	字大村	3,320 1,150	18 16	2,820 130	84.9 11	2,820 130	84.9 11.3
幹線	3・2・6	西大通	大町1丁目	大町2丁目	310	37	310	100	310	100
幹線	3・4・7	花園北町通	大町1丁目	北町1丁目	1,230	16	1,230	100	1,230	100
幹線	3・4・8	西中央通	大町2丁目	北町2丁目	1,060	18	1,060	100	1,060	100
幹線	3・3・9	本通	西町1丁目	錦町	1,870	22	1,850	98.9	1,850	98.9
幹線	3・5・10	旭町通	旭町2丁目 10427番2	旭町2丁目 8番10	540	14	540	100	540	100
幹線	3・5・11	東町通	東町2丁目 1番8	東町3丁目 506番14	540	14	540	100	540	100
幹線	3・5・12	旭東通	東町4丁目 715番42	旭町3丁目 5番5	780	14	780	100	780	100
区画街路	7・5・13	大町通	大町1丁目	大町2丁目	290	12	290	100	290	100
区画街路	7・5・14	北町通	北町1丁目	北町2丁目	290	12	290	100	290	100
計			14条		19,470		15,740	80.8	15,740	80.8

(2) 交通広場

昭和29年3月30日建設省告示第293号で2,360㎡を都市計画決定し、その後、第1土地区画整理事業が進められ永年の念願であった「駅前広場」が昭和39年5月17日建設省告示第573号で事業決定を受け昭和39～40年に総事業費20,350千円で施工し、昭和40年供用を開始しました。平成元年から始まった本通地区区画整理事業計画に伴い面積拡大を計画し、平成元年5月25日北海道告示第822号で5,700㎡に拡大変更を行いました。

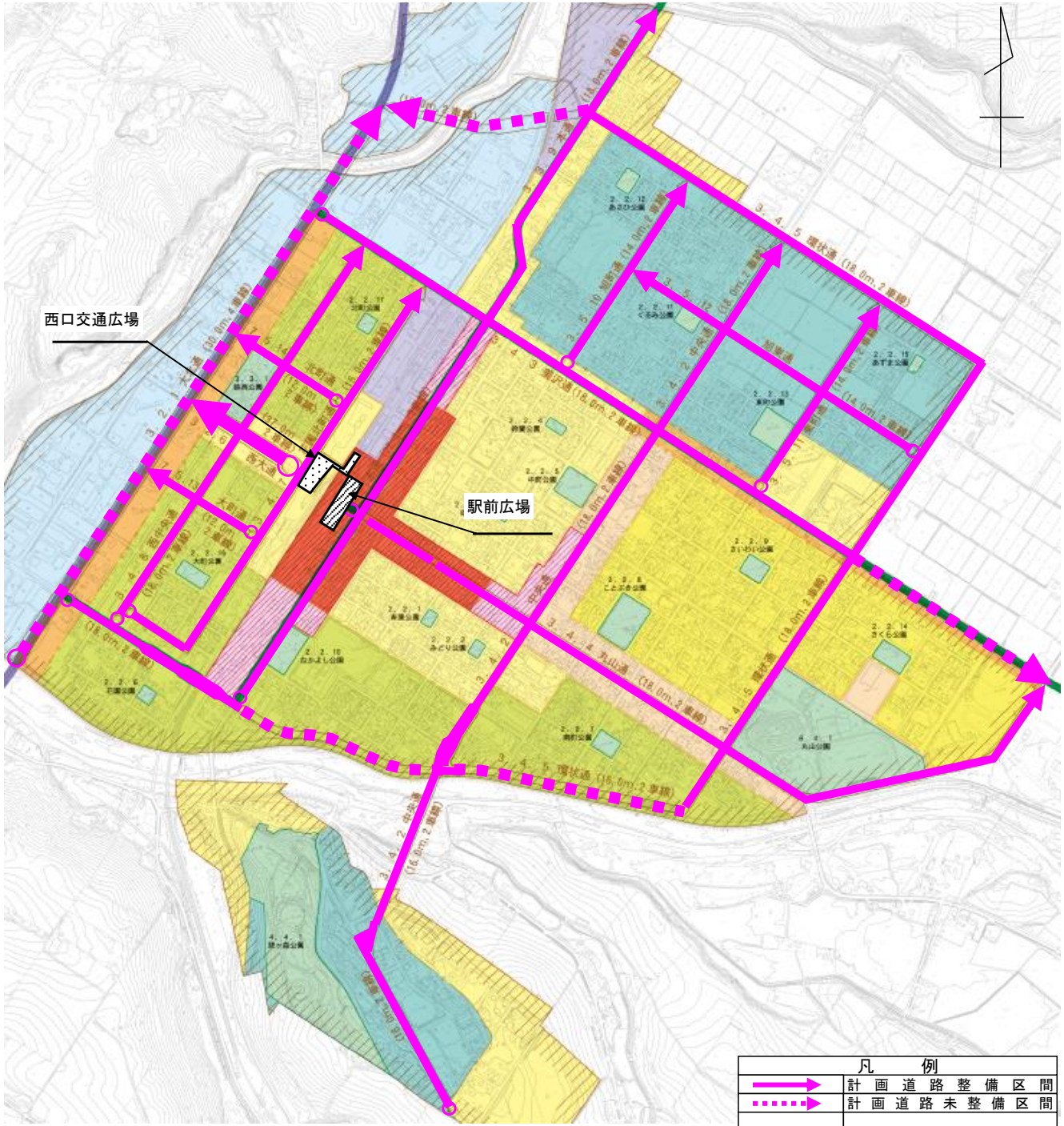
また、平成3年12月6日北海道告示第1869号で旧鉄西通の名称と幅員の変更に併せて「西口交通広場」4,600㎡の認可を受け、平成13年度両交通広場の整備が完了し丘のまちびえいの玄関口として生まれ変わりました。

第4図



美瑛都市計画道路図

第5図



○・○・○○ △△通
 区分・規模・一連番号 路線名

- 1) 区分
 - 区分1 自動車専用道路
 - 区分3 幹線街路に相当するもの
 - 区分7 区画街路
- 2) 規模
 - 規模1 幅員40m以上
 - 規模2 幅員30m以上40m未満
 - 規模3 幅員22m以上30m未満
 - 規模4 幅員16m以上22m未満
 - 規模5 幅員12m以上16m未満

(3) 都市計画公園

緑豊かなオープンスペース、誰もが憩える公園・緑地の確保は、住民生活をより恵まれたものにするための重要な要因となっています。都市機能に適した配置計画により、昭和42年度より逐次変更し、現在20ヶ所22.04haを計画決定しています。

第26表 都市計画公園

種別	名 称	位 置	面積 ha	計画決定	供用開始
街 区	2.2.1 青葉公園	栄町3丁目6	0.11	昭48.11.21〔町告示第54号〕	S38.6.15
〃	2.2.2 みどり公園	栄町4丁目7	0.12	〃	39.9.30
〃	2.2.3 曙公園	本町3丁目6	0.14	〃	42.11.30
〃	2.2.4 鈴蘭公園	中町3丁目6	0.12	〃	43.11.5
〃	2.2.5 中町公園	中町4丁目2	0.55	〃	37.3.31
〃	2.2.6 花園公園	花園1丁目3	0.13	昭50.9.20〔町告示第26号〕	47.8.10
〃	2.2.7 南町公園	南町3丁目2	0.26	〃	55.4.1
〃	2.2.8 ことぶき公園	寿町2丁目2	0.94	昭58.11.7〔町告示第29号〕	53.3.31
〃	2.2.9 さいわい公園	幸町3丁目5	0.29	〃	54.4.2
〃	2.2.10 なかよし公園	西町1丁目4	0.57	平1.5.27〔町告示第22号〕	57.3.31
〃	2.2.11 くるみ公園	旭町4丁目7	0.23	昭58.11.7〔町告示第29号〕	60.1.31
〃	2.2.12 あさひ公園	旭町2丁目7	0.20	〃	60.1.31
〃	2.2.13 東町公園	東町2丁目5	0.64	〃	61.3.12
〃	2.2.14 さくら公園	丸山2丁目2	0.39	昭62.11.9〔町告示第31号〕	H2.3.14
〃	2.2.15 あずま公園	東町4丁目	0.11	〃	H1.3.8
〃	2.2.16 大町公園	大町1丁目	0.29	〃	H3.3.7
〃	2.2.17 北町公園	北町1丁目	0.15	平12.7.31〔町告示第37号〕	H12.8.7
近 隣	3.3.1 鉄西公園	北町2丁目	1.30	平3.12.6〔道告示第1869号〕	H14.8.31
地 区	4.4.1 憩ヶ森公園	憩町2丁目	7.70	昭59.12.24〔道告示第2191号〕	S59.12.24
運 動	6.6.1 丸山公園	丸山1丁目1	7.80	昭46.11.29〔道告示第3178号〕	49.4.1
計	20ヶ所		22.04		

第27表 都市公園

名 称	位 置	面積 ha	供用開始	指 定
新区画運動公園	字新区画	5.31	平成5.5.12	平成9.3.5町告示第6号
千代田公園	字拓進	2.22	平成5.5.12	令和4.3.14町告示第4号
新栄の丘展望公園	字美馬牛新栄	0.46	平成5.5.12	平成5.5.12町告示第7号
三愛の丘展望公園	字水沢	0.62	平成5.5.12	平成10.12.9町告示第30号
ふれあい運動広場	字原野3線	2.33	平成5.5.12	平成9.3.5町告示第6号
神社跡緑地	西町1丁目	0.51	平成11.4.1	平成5.12.1町告示第23号
北西の丘展望公園	字大久保協生	4.58	平成9.3.5	平成9.3.5町告示第6号
美馬牛の森公園	字新星第1	10.67	平成9.3.5	平成9.3.5町告示第6号
やすらぎ広場	本町4丁目	0.29	平成12.3.24	平成12.3.24町告示第4号
聖台公園	字赤羽	5.60	平成13.4.2	平成13.4.2町告示第4号
計	10ヶ所	32.59		

第28表 その他の公園

名 称	位 置	面積 ha	名 称	位 置	面積 ha
みどりヶ丘公園	憩町1丁目	0.08	しらかば公園	旭町3丁目	0.08
大久保公園	字大久保第1	1.71	日の出公園	錦町3番	0.06
水沢公園	字水沢	5.61	丸山公共イベント広場	丸山2丁目	0.45
かしわ園	字北瑛第2	1.30	美馬牛駅前広場	美馬牛市街地	0.03
中町1丁目公園	中町1丁目	0.05	自然環境体感公園	字大村村山	14.92
いこい公園	憩町1丁目	0.72			
			計	11ヶ所	25.01

町民一人当たり公園面積 (R6.3.31現在人口9,341人)

都市計画公園分 23.59 m² 含都市公園分 58.48 m² 含その他公園 85.26 m²

(4)ポケットスペース

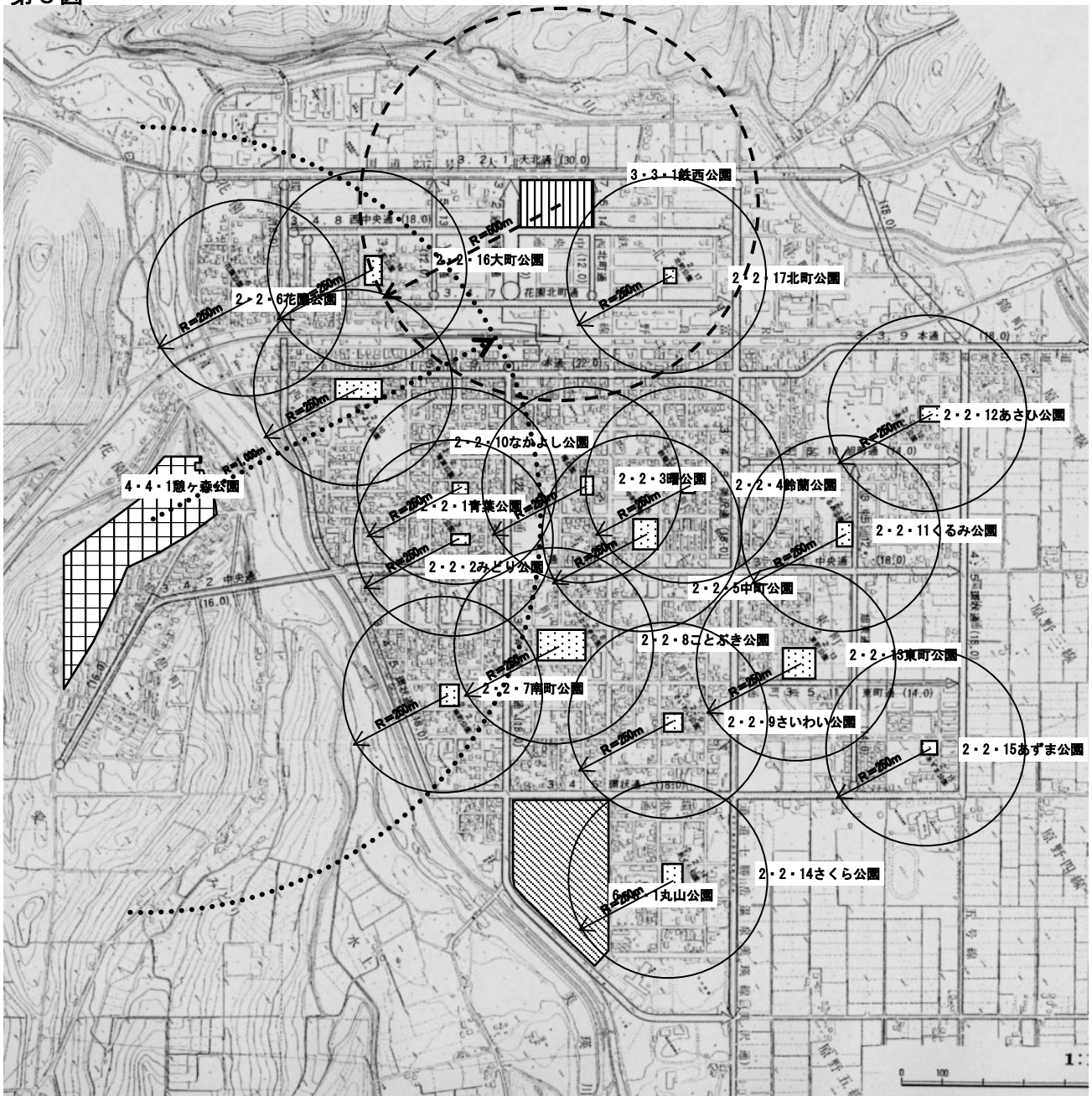
住民及び観光客が歩行時における休息の場や人々の語らいの場として、安心した暮らしまた活気のある市街地を再生することを目指し、美瑛らしい開放的で潤いのある街並み空間を形成するため設置しました。

第29表 ポケットスペース

名 称	位 置	面積 ha
本通りポケットスペース	栄町1丁目	0.03
丸山通りポケットスペース	栄町2丁目	0.04
本町ポケットスペース	本町1丁目	0.02
西町ポケットスペース	西町1丁目	0.03
合計	4か所	0.12

都市計画公園の配置及び誘致距離図

第6図



○・○・○○ △△公園
 区分・規模・一連番号 公園名

1) 区分

- 区分2 街区公園 : 主として街区内に居住する住民の公園
- 区分3 近隣公園 : 主として近隣に居住する住民の公園
- 区分4 地区公園 : 主として徒歩圏内に居住する住民の公園
- 区分6 運動公園 : 主として運動を目的とする公園

- 誘致距離 R=250m
- 誘致距離 R=500m
- 誘致距離 R=1,000m

2) 規模

- 規模2 面積1ha未満
- 規模3 面積1ha以上4ha未満
- 規模4 面積4ha以上10ha未満
- 規模6 面積50ha以上300ha未満

(5) 下水道

①公共下水道

昭和49年基本計画書を作成し、同51年条例制定、都市計画決定、事業認可を受けて現在施工中です。
事業の概要は別表のとおりです。

公共下水道設置条例	昭和51年	3月30日	美瑛町条例第24号
都市計画決定	昭和51年	9月3日	美瑛町告示第31号
下水道事業計画認可	昭和51年	9月29日	建設省北都下公発第40号
下水道事業計画認可	昭和51年	11月12日	北海道告示第3722号
都市計画変更決定	昭和57年	5月7日	美瑛町告示第18号
同上変更計画	昭和57年	5月7日	美瑛町告示第18号
下水道事業計画変更認可	昭和57年	5月27日	建設省北都下公発第23号
下水道事業計画変更認可	昭和57年	6月21日	北海道告示第1293号
雨水供用開始	昭和55年	1月10日	美瑛町告示第1号
公共下水道事業受益者負担金条例	昭和59年	9月21日	美瑛町条例第23号
同施行規則	昭和59年	10月1日	美瑛町規則第7号
公共下水道条例	昭和60年	12月20日	条例第24号
同施行規則	昭和61年	3月7日	規則第1号
水洗便所改造及び排水設備改造資金貸付条例	昭和60年	12月20日	条例第25号
同施行規則	昭和61年	3月7日	規則第3号
水洗便所改造及び排水設備改造補助条例	昭和60年	12月20日	条例第26号
排水設備等指定業者規則	昭和61年	3月7日	規則第2号
下水処理場供用開始	昭和61年	9月1日	美瑛町告示第16号
下水道事業都市計画変更決定	昭和62年	2月3日	美瑛町告示第4号
下水道事業計画変更認可	昭和62年	2月19日	建設省北都下発第1号
下水道事業計画変更認可	昭和62年	4月13日	北海道告示第569号
下水道事業都市計画変更決定	平成4年	3月4日	美瑛町告示第3号
下水道事業計画変更認可	平成4年	8月20日	建設省北都下公発第18号
下水道事業計画変更認可	平成4年	10月13日	北海道告示第1608号
下水道事業都市計画変更決定	平成8年	5月27日	美瑛町告示第16号
下水道事業計画変更認可	平成8年	7月16日	建設省北都下公発第24号
下水道事業計画変更認可	平成8年	8月6日	北海道告示第1220号
下水道事業計画変更認可	平成10年	3月10日	北海道公下第1-26号
下水道事業計画変更認可	平成15年	12月18日	北海道公下第10194号
下水道事業計画変更認可	平成16年	2月13日	北海道告示第10083号
下水道事業計画変更認可	平成22年	5月26日	都環第294号
下水道事業計画変更認可	平成22年	6月4日	北海道告示第10646号
下水道事業計画変更認可	平成24年	2月14日	都環第1418号
下水道事業計画変更認可	平成24年	3月2日	北海道告示第10241号
下水道事業計画変更認可	平成25年	6月21日	都計第418号
下水道事業計画変更認可	平成25年	11月19日	都環第2084号
下水道事業計画変更認可	平成25年	12月6日	北海道告示第10938号
下水道事業計画変更認可	平成27年	3月30日	都環境第3428号
下水道事業計画変更認可	平成29年	3月24日	都環第2723号
下水道事業計画変更認可	令和4年	3月30日	都環第3256号

第30表 公共下水道計画

区分	全体計画	認可計画
目標年次	令和7年	令和7年
計画排水区域	368ha	341ha
雨水管延長	74,850m	70,850m
計画処理区域	368ha	341ha
污水管延長	74,070m	70,070m
計画人口	6,100人	5,900人
排水方式	分流式	分流式
計画汚水量	日最大 3,084 m ³ /日	日最大 2,736m ³ /日
家庭汚水量	〃 2,257 m ³ /日	〃 2,183m ³ /日
工場排水量	〃 260 m ³ /日	
処理方法	オキシデーションデッチ法（2系列）	オキシデーションデッチ法（2系列）
処理場面積	1.45ha	1.45ha

第31表 管渠工事実績

種別	区 域 名	認可区域		令和3年度末実績			
		面積 ha	延長 m	面積 ha	率	延長 m	率
雨水管	美瑛排水区	341	70,850	247.9	72.7	53,959.6	76.2
污水管	美瑛処理区	341	70,070	290.7	85.2	67,270.1	96.0

②都市下水路

平成7年3月公共下水道に全部変更

第32表 公共下水道建設事業費調書 (決算)

(単位:千円)

区分 年度	管渠費			処 理 場 費			合 計		
	補対事業費	単独事業費	計	補対事業費	単独事業費	計	補対事業費	単独事業費	計
S 51~55	665,000	192,405	857,405	35,000	20,492	55,492	700,000	212,897	912,897
56	120,000	104,810	224,810	16,000	1,700	17,700	136,000	106,510	242,510
57	82,000	120,441	202,441	38,000	0	38,000	120,000	120,441	240,441
58	87,000	160,066	247,066	173,000	0	173,000	260,000	160,066	420,066
59	70,000	225,347	295,347	487,000	0	487,000	557,000	225,347	782,347
60	50,000	250,390	300,390	402,500	10,012	412,512	452,500	260,402	712,902
61	40,000	246,870	286,870	225,000	24,806	249,806	265,000	271,676	536,676
62	140,000	221,526	361,526	344,000	0	344,000	484,000	221,526	705,526
63	70,000	231,476	301,476	246,000	5,000	251,000	316,000	236,476	552,476
H 元	72,000	183,557	255,557	0	0	0	72,000	183,557	255,557
2	120,000	127,800	247,800	0	0	0	120,000	127,800	247,800
3	70,000	114,463	184,463	0	0	0	70,000	114,463	184,463
4	126,000	35,191	161,191	0	0	0	126,000	35,191	161,191
5	140,000	115,910	255,910	0	0	0	140,000	115,910	255,910
6	108,000	72,302	180,302	0	0	0	108,000	72,302	180,302
7	140,000	62,454	202,454	0	0	0	140,000	62,454	202,454
8	100,000	94,197	194,197	0	0	0	100,000	94,197	194,197
9	130,000	40,918	170,918	0	0	0	130,000	40,918	170,918
10	142,000	39,576	181,576	0	0	0	142,000	39,576	181,576
11	90,000	31,486	121,486	0	0	0	90,000	31,486	121,486
12	100,000	33,920	133,920	0	0	0	100,000	33,920	133,920
13	60,000	10,480	70,480	0	0	0	60,000	10,480	70,480
14	50,000	7,910	57,910	0	0	0	50,000	7,910	57,910
15	50,000	6,636	56,636	0	0	0	50,000	6,636	56,636
16	82,000	6,300	88,300	0	0	0	82,000	6,300	88,300
17	91,000	28,695	119,695	5,000	880	5,880	96,000	29,575	125,575
18	53,400	15,226	68,626	18,600	1,000	19,600	72,000	16,226	88,226
19	40,800	38,029	78,829	17,000		17,000	57,800	38,029	95,829
20	39,400	10,389	49,789	121,000	2,008	123,008	160,400	12,397	172,797
21	32,000	5,546	37,546	165,000	95	165,095	197,000	5,641	202,641
22	0	12,688	12,688	214,000	0	214,000	214,000	12,688	226,688
23	5,491	3,570	9,061	249,309	0	249,309	254,800	3,570	258,370
24	0	1,099	1,099	64,000	0	64,000	64,000	1,099	65,099
25	0	1,916	1,916	225,050	0	225,050	225,050	1,916	226,966
26	0	4,305	4,305	42,000	1,300	43,300	42,000	5,605	47,605
27	0	1,129	1,129	12,149	0	12,149	12,149	1,129	13,278
28	6,480	1,039	7,519	124,401	8,154	132,555	130,881	9,193	140,074
29	0	1,625	1,625	212,600	4,575	217,175	212,600	6,200	218,800
30	0	1,228	1,228	14,796	0	14,796	14,796	1,228	16,024
31・R1	0	828	828	11,935	0	11,935	11,935	828	12,763
R 2	0	1,716	1,716	108,927	6,710	115,637	108,927	8,426	117,353
3	0	3,740	3,740	16,500	0	16,500	16,500	3,740	20,240
4	0	957	957	5,005	0	5,005	5,005	957	5,962
5	0	2,010	2,010	18,920	0	18,920	18,920	2,010	20,930
合 計	3,172,571	2,872,166	6,041,770	3,612,692	86,732	3,675,499	6,766,343	2,956,888	9,717,269

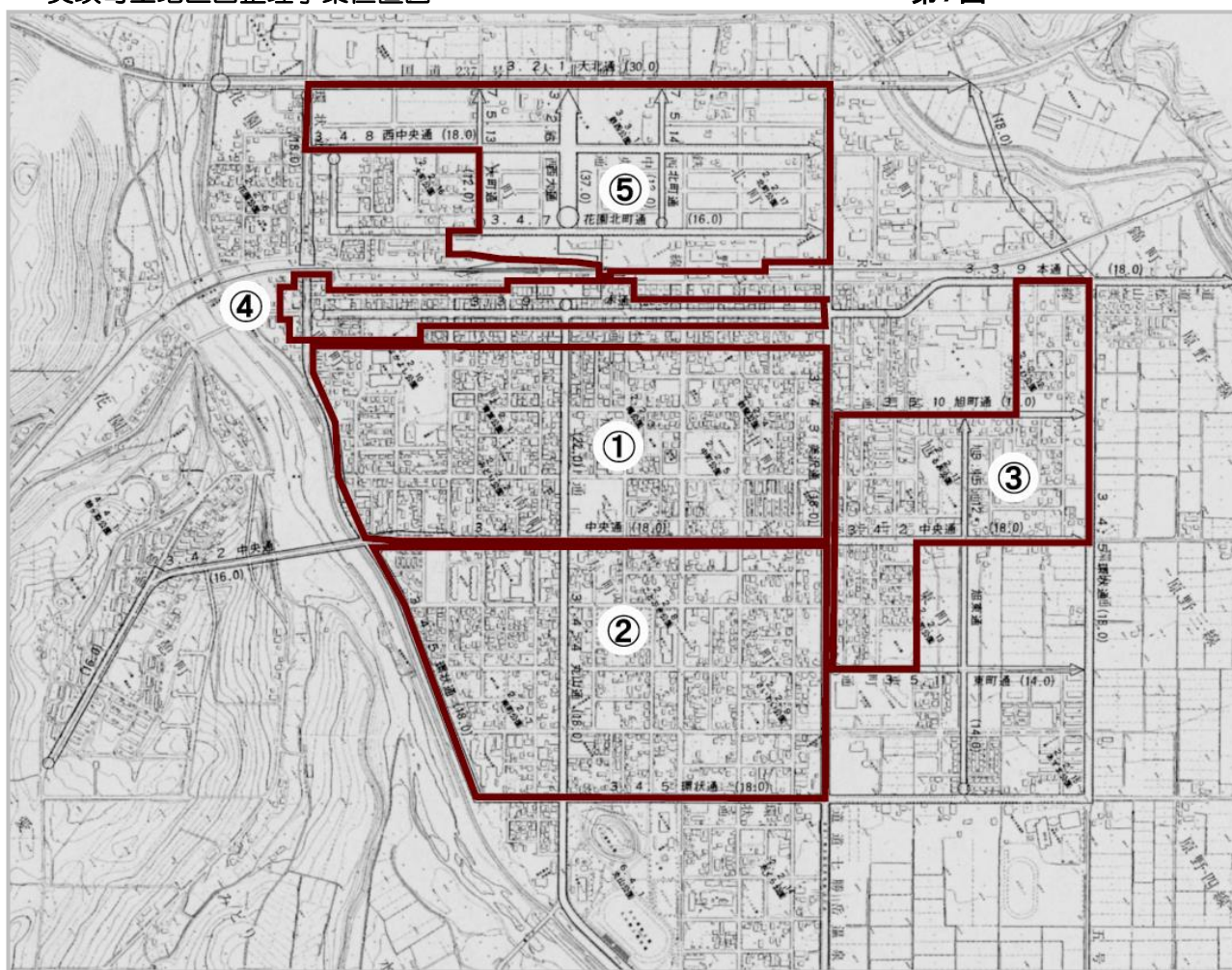
5.土地区画整理事業

市街地人口の増加に対処し良好な宅地の供給と快適な環境のもとに秩序ある街づくりを促進するために、土地所有者の同意を得た地区決定のもとに「第1土地区画整理事業」（昭和26年8月30日建設省告示第811号）の認可を受け、昭和26～32年度に48.7haについて施工実施しました。続いて、「第2土地区画整理事業」（昭和41年8月25日建設省告示第2934号）により昭和42～49年度に48.5haについて施工実施しました。いずれも非補助の町施行です。昭和51年度には、市街地東部の地区80haについて土地区画整理事業を計画し、同年道の委託を受けて調査を実施しました。翌52年その内の27.5haについて「第3土地区画整理事業」（昭和52年5月18日北海道告示第1506号）の都市計画決定認可を受け、同年8月17日の事業計画認可以降57年度までの6年間にわたり工事を実施し、翌58年度から60年度までの3年間で清算業務を行い、9年間にわたる事業を完了しました。この事業は国・道の補助と町の一部助成による組合（昭和52年8月11日設立認可）施行で、街路・公園・下水路・雨水管を同時整備しました。また「本通土地区画整理事業」を平成元年度から、「鉄西土地区画整理事業」を平成3年度からそれぞれ組合施行で実施しており、両事業とも平成13年度をもって街路等の都市施設整備が、ほぼ完了し、本通り土地区画整理事業が平成22年2月14日、鉄西土地区画整理事業が平成24年7月10日にそれぞれ北海道の最終決算報告の承認を受け終了しました。

各事業の概要は次頁第33表のとおりです。

美瑛町土地区画整理事業位置図

第7図



①	第1土地区画整理事業
②	第2土地区画整理事業
③	第3土地区画整理事業
④	本通土地区画整理事業
⑤	鉄西土地区画整理事業

土地区画整理事業の概要

第33表

区 分	第1土地区画整理事業	第2土地区画整理事業	第3土地区画整理事業	本通土地区画整理事業	鉄西土地区画整理事業
施行年度	昭和26年～ 昭和32年	昭和42年～ 昭和49年	昭和52年～ 昭和60年	※平成元年～ 平成13年	※平成3年～ 平成15年
施行面積	48.7ha	48.5ha	27.5ha	10.8ha	34.6ha
事業費 (単位:千円)	工事費 2,000 補償費 1,500 調査費 0 事務費 1,000 計 4,500	工事費 30,202 補償費 28,681 調査費 9,828 事務費 0 計 68,711	工事費 1,034,254 補償費 318,128 換地諸費 163,155 事務費 180,306 計 1,695,843	工事費 1,541,485 補償費 6,281,346 調査費 531,143 事務費 387,654 その他 97,538 計 8,839,166	工事費 1,742,029 補償費 1,734,061 調査費 322,147 事務費 176,514 その他 100,615 計 4,075,366
減歩率	24.30%	22.82%	27.50%	26.35%	34.54%
補償	家屋移転 53戸	家屋等移転 39件	家屋移転 121戸	家屋移転 194戸	家屋移転 85戸
道路造成	13条 3,080m	48条 5,750m	32条 7,636m	1条 他 4,060m	31条 6,376m
公園	5箇所 1.04ha	3箇所 1.49ha	3箇所 1.10ha	緑地 0.07ha	3箇所 1.50ha
審議機関	土地区画整理委員会 委員10名	土地区画整理審議委員 会委員10名			
事業主体	町	町	組 合	組 合	組 合
その他			清算期間 昭和58～60年	清算期間 平成19年～20年 解散認可 平成21年7月22日 都環第624号 決算報告書の承認 平成22年2月10日 都環第1746号	清算期間 平成17年～23年 解散認可 平成24年2月24日 都環第1482号 決算報告書の承認 平成24年7月10日 都環第429号

※ 補助金交付対象期間

6. 町字名の名称変更設定及び住居表示

住居表示の不整備を解消し、住民生活の混乱防止と行政上の合理化を図るため、昭和50年度に町字の区域名称の変更4km²と住居表示法に基づく住居表示2km²を計画しました。町字の区域変更は昭和51年7月1日北海道告示第2359号をもって決定して同日より施行、また住居表示については昭和51年6月15日美瑛町告示第22号をもって決定して同年7月1日より施行しました。昭和57年度には第3土地区画整理事業により換地処分が行われた旭町と東町の一部25haについて住居表示を実施し、併せて旭町・東町44haについて町名変更を実施しました。平成11年には、鉄西区画整理区域を含む大町・北町1～2丁目全域の住居表示を実施すると共に平成12年度は、平成2年から分譲を開始した憩地区の別荘団地について町名を憩町から憩が丘に変更すると同時に東町3・4丁目及び憩が丘の住居表示を実施しました。びばうし団地の住宅も増加したことから平成22年度に美馬牛市街地地区の住居表示を実施しました。

7. 都市計画マスタープラン

美瑛町2世紀の幕開けと未来を創造する第一歩であるという認識に立ち、町民一人ひとりの一層の健康と幸福を追求するため町民が一体となって、たくましい産業都市、文化的で快適な都市、人に優しい思いやりあふれる都市の実現に向けて都市計画の基本的方向を定めることを目的として、都市計画法第18条の2第1項の規定により第1次都市計画マスタープランを平成12年度に策定し、まちづくりを進めてきました。

今後も「誰もが住んでみたいと感じる優しい都市」の創造を目指し、第2次都市計画マスタープランを令和元年度に策定し、向こう20年間（令和21年まで）の本町のまちづくりのテーマを設定しています。

「美瑛町のまちづくりのテーマ」は、次のとおりです。

1. 足腰の強い産業づくり
2. とともに支え合うまちづくり
3. まちを動かす人づくり
4. 安全・安心なまちづくり
5. みんなで歩むまちづくり

5つの柱

8. 建築状況

美瑛町内の建築状況は、次のとおりです。

第34表 建築状況

※令和6年3月31日現在

年度	1号	2号	3号	4号	工作物等	合計	内 訳		
							融資住宅	専用住宅(新)	平均面積
H 11年	19	0	15	88	13	135	41	63	166.86
12年	14	0	20	66	5	105	28	50	280.57
13年	10	0	15	45	5	75	15	38	250.77
14年	12	0	4	39	3	58	4	32	232.46
15年	11	0	7	42	3	63	2	35	206.89
16年	12	0	12	43	5	72	2	35	266.04
17年	11	0	1	42	6	60	1	31	241.66
18年	14	1	3	35	2	55	0	27	267.31
19年	11	1	0	39	4	55	0	26	162.74
20年	6	0	0	41	2	49	0	31	246.57
21年	7	1	1	38	3	50	0	27	169.59
22年	8	0	1	23	6	38	0	19	153.77
23年	8	0	1	39	0	48	0	33	249.93
24年	4	0	0	43	4	51	0	31	124.50
25年	11	0	3	42	4	60	0	27	186.61
26年	13	0	2	32	7	54	0	25	117.92
27年	13	0	4	26	3	46	0	16	123.07
28年	15	0	3	39	0	57	0	32	128.38
29年	9	0	3	36	5	53	0	23	112.46
30年	17	0	2	49	2	70	0	32	116.43
31年・R1年	6	0	3	43	1	53	0	29	135.82
R 2年	3	0	1	26	1	31	0	18	111.64
3年	2	0	2	50	2	56	0	28	114.13
4年	6	0	1	38	2	47	0	31	112.95
5年	5	0	1	40	0	46	0	30	98.37

1. 表中の各号は、建築基準法第6条1項に定めるものを指す。

1号：特殊建築物（一定規模以上の店舗・旅館等） 2号：大規模木造建築物（神社等）

3号：木造以外の大規模建築物（倉庫等）

4号：1～3号以外の建築物（専用住宅等）

2. 表中の平均面積は、延床面積の平均である。

9.地籍調査

地籍調査とは、主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査です。「地籍」とは、いわば「土地に関する戸籍」のことです。各個人には固有の「戸籍」という情報があり、様々な行政場面で活用されているのと同様に、土地についても「地籍」の情報が行政の様々な場面で活用されています。我が国では、土地に関する記録は登記所において管理されていますが、土地の位置や形状等を示す情報として登記所に備え付けられている地図や図面は、その半分ほどが明治時代の地租改正時に作られた地図（公図）などをもとにしたものです。そのため登記所に備え付けられている地図や図面は、境界や形状などが現実とは異なっている場合が多くあり、また、登記簿に記載された土地の面積も、正確ではない場合があるのが実態です。地籍調査が行われることにより、その成果は登記所にも送られ、登記簿の記載が修正され、地図が更新されることとなります。また、固定資産税算出の際の基礎情報となるなど、市町村における様々な行政事務の基礎資料として活用されます。なお、地籍調査は、国土調査法に基づく「国土調査」の1つとして実施されています。（国土交通省地籍調査Webサイトより引用）

美瑛町での調査方式は、※現況方式を採用し、公共用地については復元方式をとっています。また、地籍調査は昭和43年度に現地を機械で測る地上法で開始され、完了予定は51年度でしたが、5年間延長され56年度でした。

第35表

年度	計画面積 (平方Km ²)	事業費 (千円)	委託金 (千円)	地籍図 枚数 (枚)	地籍筆数 (筆)		地籍面積 (平方Km ²)		備 考
					前	済	前	済	
S 43	15.83	4,658	4,000	69	2,324	1,599	16.06	16.43	赤羽・沼崎・中宇莫別の一部・横牛の一部
44	27.92	8,626	7,620	85		2,032		27.03	上宇莫別・藤山・三井・中宇莫別の一部
45	28.10	11,321	9,718	63	4,815	4,816	26.66	28.99	美馬牛・新星
46	34.09	13,182	11,330	74	4,706	4,531	29.18	32.14	三愛・水沢・水上・美沢
47	28.10	11,843	9,950	66	2,346	2,512	27.58	29.78	五稜・美園・旭の一部
48	33.31	15,530	13,000	72	3,347	3,208	30.68	32.55	ルベシベの一部・美田大村・北瑛・旭の一部
49	12.83	9,381	7,450	31	1,113	1,405	12.31	13.08	ルベシベ
50	29.85	23,167	21,280	118	3,260	3,090	27.63	29.94	原野4線・藤野・川向
51	27.70	6,221	2,570	69	2,593	2,579	24.22	26.78	横牛の一部・朗根内・俵真布
52	17.31	19,788	18,200	65	2,826	1,863	15.27	15.20	明治・下宇莫別・新区画
53	19.08	23,399	20,180	43	1,672	1,393	17.05	17.04	二股全域
54	23.62	20,982	17,530	28	404	396	26.19	25.22	置杵牛開拓・美沢開進
55	1.10	18,753	16,400	20	341	200	1.04	1.08	原野2線から5線までの一部
56		4,325	2,100						
合計	298.84	186,851	159,228	803		29,624		295.26	
H 14						925		0.57	扇町・錦町・花園1-2・天町1-2・西町1-2・栄町1・本町1・中町1・旭町1-2・北町1-2

事業費の内訳 補助金：148,990千円 町負担：42,186千円

※ 調査方式には、復元方式と現況方式の2通りがあり、復元方式は登記されているものをそのまま当てはめ調査はなし、これに対して現況方式は、民有地について登記されているものと関係なく行われます。

10.整備、開発及び保全の方針（整開保）

平成13年5月に改正都市計画法が施行され、今まで線引き都市計画区域、市街化調整区域についてのみ定められていた整備、開発及び保全の方針（整開保）が拡充し全ての都市計画区域について、北海道がこの方針を定めることとなりました。

整開保は、都市計画法第6条の2に基づき、都市計画区域毎に都道府県が定める都市計画の総合的な方針です。

整開保では、都市計画相互間のきめ細かい調整を図り、都市計画の総合性及び一体性を確保するための、都市計画区域における基本的な方針として、1.都市計画の目標、2.市街化区域と市街化調整区域との区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針、3.土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針などを定めることとされており、都市計画区域について定められる都市計画は、この方針に即したものとすることとされています。

※ 線引き都市とは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域内に市街化区域（既成市街地及び優先して計画的な市街化を図る区域）と市街化調整区域（市街化を抑制すべき区域）の区分（区域区分）を定めた市町であり、美瑛町はこの区域区分を定めていない非線引き都市となります。

1 1.都市計画年表

第36表

年月日	事	項
S23. 2. 24	都市計画区域の決定（建設院告示第10号）	[677.16km ²]
26. 3. 31	第一土地区画整理事業の決定（～32年完了）	[町施行48.7ha]
29. 3. 30	都市計画道路の決定（建設省告示第293号）	[丸山通り線・美沢通り線・東本通り線 ・東三線通り線・西三線通り線・北一条通り線・西本通り線・五号通り線・四線通 り線・美田通り線・大久保通り線・川端通り線・駅前広場2,360m ²]
30. 6. 9	都市計画公園の決定（建設省告示第943号）	[青葉・みどり・曙・鈴蘭・中町]
42. 3. 30	第二土地区画整理事業の決定（～49年完了）	[町施行48.5ha]
43. 6. 15	都市計画法施行	
44. 5. 20	都市計画区域の変更（建設省告示第2116号）	[467ha]
45. 9. 14	都市計画道路の一部変更（道告示第2286号）	[丸山通り線]
46. 11. 29	都市計画公園の追加（道告示第3178号）	[丸山]
47. 4. 7	鉄西土地区画整理事業促進期成会設立	
5. 11	都市下水路合併について～町告示	
48. 11. 21	都市計画道路の一部変更（道告示第3452号）	[三線通り線・美沢通り線・本通り線 に名称変更し統合]
21	都市計画公園の一部変更（町告示第54号）	[青葉・みどり・曙・鈴蘭・中町]
21	都市計画道路の一部変更（町告示第55号）	[環状通り線に名称変更し統合]
49. 2. 22	都市計画審議会条例公布	
10. 1	都市開発課設置（建設課より分離）	
50. 8. 12	都市下水路変更告示	
9. 20	都市計画公園の追加（町告示第26号）	[花園・南町・新町・白樺]
26	住居表示審議会条例公布	
51. 2. 10	都市計画道路の全部変更（道告示第268号）	[中央通・丸山通・美沢通・本通・環 名称変更 大北通・鉄西通・鉄西中央通・憩通・駅前広場2,800m ² を決定し北一条 通り線を廃止]
3. 30	公共下水道設置条例公布（町条例第24号）	
31	用途地域の決定（町告示第13号）	[344ha]
31	準防火地域の決定（町告示第15号）	
31	公共下水道終末処理場（大町4丁目）敷地決定	
4. 1	住居表示に関する条例公布	
7. 1	町字名変更と住居表示施行	
9. 3	都市計画公共下水道事業の決定（町告示第31号）	
29	公共下水道事業認可（建北都下公第40号）	
11. 12	都市計画公共下水道事業認可（道告示第3722号）	
10	丸山地区道路整備促進期成会設立	
22	都市公園の供用開始の告示（町告示第40号）	[青葉・みどり・曙・鈴蘭・中町・花 園・丸山]
S52. 4. 1	都市公園条例公布	
5. 1	都市計画道路の一部変更（町告示第18号）	[旭町通・東町通・旭東通を追加]

年月日	事	項
52. 5. 18	第三土地区画整理事業の決定（道告示第1506号・町告示第5号）	
8. 11	第三土地区画整理事業組合事業計画認可（道宅地第555号）〔組合設立認可〕	
9. 1	第三土地区画整理組合設立総会	
12. 2	土地区画整理事業助成条例公布	
53. 3. 10	都市計画公園の供用開始の公示（町公示第2号）〔丸山・新町〕	
5. 12	都市開発課を都市計画課に名称変更	
54. 3. 31	都市計画公園の供用開始の公示（町公示第3号）〔丸山・白樺〕	
7. 23	町道丸山本町線「緑道」供用開始	
9. 15	美瑛町開基80周年記念事業丸山公園モニュメント（母子像）除幕	
55. 3. 31	都市計画公園の供用開始の公示（町公示第7号）〔丸山・南町〕	
9. 29	都市下水道条例公布（町条例第18号）	
12. 13	都市計画公園の追加（町告示第37号）〔なかよし〕	
56. 3. 31	都市計画公園の供用開始の公示（町公示第3号）〔丸山の一部〕	
7. 2	都市計画区域の変更（道告示第1591号）〔932ha〕 緑のマスタープラン素案作成	
10. 1	都市計画公園の供用開始の公示（町公示第5号）〔丸山の一部〕	
57. 3. 30	丸山地区道路整備促進期成会解散	
31	都市計画公園の供用開始の公示（町公示第2号）〔なかよし〕	
5. 27	公共下水道事業変更認可（建北都下公第23号）	
6. 21	都市計画公共下水道事業変更認可（道告示第1293号）	
7. 17	丸山運動公園町民プール供用開始（日本水連公認50m）	
8. 19	第三土地区画整理事業換地処分告示（道告示第1720号）	
20	旭町の一部と東町の町名変更及び旭町・東町の一部住居表示施行	
58. 3. 14	都市計画公園の供用開始の公示（町公示第2号）〔丸山の一部〕	
4. 19	下水処理場の建設について日本下水道事業団と基本協定締結	
7. 8	第三土地区画整理事業完成記念式	
11. 7	都市計画公園の一部変更及び追加（町告示第29号） 〔新町をことぶきに、白樺をさいわいに変更し、くるみ・あさひ・東町を追加〕	
59. 6. 27	都市計画審議会条例・住居表示審議会条例を廃止〔両所管は総合開発促進委員会 へ移行〕	
12. 24	都市計画公園の追加（道告示第2191号）〔憩ヶ森〕	
24	都市計画公園の供用開始の公示（町告示第26号）〔憩ヶ森の一部〕	
60. 1. 31	都市計画公園の供用開始の公示（町公示第1号）〔くるみ・あさひ〕	
5. 13	都市計画道路の一部変更（道告示第793号）〔大北通・環状通・美沢通の変更・花 園北町通を追加・鉄西中央通を廃止〕	
10	憩ヶ森公園基本構想図設計競技審査	
12. 12	第三土地区画整理組合解散認可	
S60. 12. 20	公共下水道条例公布（町条例第24号）	
61. 3. 12	都市計画公園の供用開始の公示（町公示第4号）〔東町〕	
10. 28	第三土地区画整理組合解散式	
8. 27	美瑛町本通地区街づくり推進協議会設置	

年月日	事	項
28	鉄西土地区画整理組合設立発起人会設立	
9. 1	下水処理場供用開始（町告示第16号）	
10. 7	下水処理場通水式	
62. 8. 6	都市計画道路の一部変更（道告示第1275号）〔中央通と憩通を統合し中央通に変更・憩通の廃止〕	
11. 9	都市計画公園の追加（町告示第31号）〔さくら・あずま・大町〕	
H1. 3. 6	都市計画土地区画整理事業〔本通〕の基本計画承認（建北都区発第2号）	
8	都市計画公園の供用開始の公示（町公示第3号）〔あずま〕	
5. 2	都市計画土地区画整理事業〔本通〕の承認	
25	都市計画道路の一部変更（道告示第822号）〔中央通・美沢通・丸山通・駅前交通広場・環状通・本通〕	
27	都市計画土地区画整理事業〔本通〕の決定	
27	都市計画公園の変更（町告示第22号）〔なかよし〕	
8. 3	美瑛町本通土地区画整理組合設立認可	
9. 11	美瑛町本通土地区画整理組合設立総会	
2. 3. 14	都市計画公園の供用開始の公告（町公告第8号）〔さくら〕	
29	都市計画区域の変更（道告示第406号）〔5, 430ha〕	
4. 1	美瑛町宅地開発要綱策定（町規則第10号）	
3. 2. 20	都市計画ごみ焼却場の決定承認	
28	都市計画ごみ焼却場の決定（町公告第9号）	
28	都市計画道路の一部変更（道告示第275号）〔中央通〕	
3. 6	都市計画公園の供用開始の公告（町公告第11号）〔大町〕	
6	都市計画公園の供用開始の公告（町公告第12号）〔憩ヶ森の一部〕	
20	美瑛町展望公園条例公布（町条例第18号）	
6. 26	都市計画土地区画整理事業〔鉄西〕の基本計画承認（建北都区発第13号）	
7. 29	ふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業モデル地区指定（建設省）	
9. 12	都市計画土地区画整理事業〔鉄西〕の承認	
12. 6	都市計画土地区画整理事業〔鉄西〕の決定（道告示第1868号）	
6	都市計画公園の追加（道告示第1869号）〔鉄西公園〕	
4. 1. 24	都市計画道路の一部変更と追加（道告示第1869号）〔大北通・美沢通・西大通・花園北町通・西中央通〕	
4. 1	美瑛町鉄西土地区画整理組合設立認可	
4. 1	美瑛町鉄西土地区画整理組合設立総会	
4. 4. 1	美瑛町展望公園条例一部改正 美瑛町宅地開発要綱改正	

年月日	事	項
H5. 5. 12	都市公園の供用開始の公告（町公告第7号）	〔千代田・三愛の一部・新栄・新区画の一部・ふれあい運動広場の一部〕
5. 9. 1	都市計画用途地域決定（町告示第30号）	
	都市計画準防火地域の変更（町告示第31号）	
12. 1	都市公園の供用開始の公告（町公告第23号）	〔神社跡緑地〕
3	みどり橋架換工事渡橋式	
6. 3. 28	都市計画公園の供用開始の公告（町公告第8号）	〔憩ヶ森の一部〕
6. 6	都市計画地区計画〔鉄西〕の決定（町告示第16号）	
7. 1	都市計画課区画整理室新設	
7. 2. 6	都市計画公園の供用開始の公告（町公告第2号）	〔憩ヶ森の一部〕
10. 24	都市計画用途地域変更（町告示第29号）	
8. 1. 23	都市計画公園の供用開始の公告（町公告第2号）	〔憩ヶ森の一部・最終〕
9. 3. 5	都市公園の供用開始の公告（町公告第6号）	〔美馬牛の森・北西の丘・ふれあい運動公園（最終）・千代田公園・新区画公園（一部）〕
10. 12. 9	都市公園の供用開始の公告（町告示第30号）	〔三愛の一部〕
11. 1. 19	都市計画道路の一部変更（町告示第4号）	〔中央通・環状通・花園北町通・本通り〕
12. 3. 24	都市公園の供用開始の公告（町公告第4号）	〔やすらぎ広場〕
6. 29	都市計画道路の一部変更（町公告第12号）	〔環状通〕
7. 31	都市計画公園の追加（町告示第37号）	〔北町公園〕
8. 7	都市計画公園の供用開始の公告（町公告第25号）	〔北町公園〕
13. 4. 2	都市計画公園の供用開始の公告（町公告第4号）	〔聖台公園〕
13. 5. 7	都市計画道路の一部変更（町公告第11号）	〔旭東通・東町通・中央通〕
14. 4. 10	都市公園の供用開始の公告（町告示第13号）	〔大久保〕
14. 10. 1	都市公園の供用開始の公告（町告示第20号）	〔鉄西〕
15. 11. 21	美瑛都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（美瑛町）の決定（道告示第2018号）	
17. 8. 11	都市計画用途地域変更（町告示第40号）	
20. 9. 19	都市計画道路の一部変更（町告示第34号）	〔中央通〕
9. 19	都市計画道路の一部変更（道告示第611号）	〔環状通〕
21. 7. 22	本通土地区画整理事業 解散認可 都環第624号	
22. 2. 10	本通土地区画整理事業 決算報告書の承認 都環第1746号	
24. 2. 24	鉄西土地区画整理事業 解散認可 都環第1482号	
24. 7. 10	鉄西土地区画整理事業 決算報告書の承認 都環第429号	
25. 6. 28	都市計画道路の一部変更（道告示第439号）	〔大北通・本通・美沢通・丸山通・西大通・西中央通〕
28	都市計画道路の一部変更（町告示第18号）	〔中央通・旭町通・東町通・旭東通・大町通・北町通〕
26. 11. 21	「鉄西地区」地区整備計画の変更（町告示第29号）	
29. 7. 11	都市計画用途地域変更（町告示第18号）	〔丸山2丁目の一部用途変更〕
R3. 4. 1	都市計画用途地域変更（町告示第10号）	〔錦町、美瑛原野2・3線の一部用途変更〕
R4. 3. 14	都市計画公園の一部変更の公告（町公告第4号）	〔千代田公園〕